

豊後大野市 国土強靱化地域計画

令和 2 年 1 月

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨	1
第 2 章	強靱化の基本的な考え方	2
第 3 章	対象とする自然災害	4
第 4 章	脆弱性評価	7
第 5 章	地域強靱化の推進方針	10
第 6 章	計画の推進と重点化	40
《用語の説明》		42
《部局一覧》		45
《別紙 1》	施策分野ごと、プログラムごとの脆弱性評価結果	46

第1章 計画策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。平成25年12月公布・施行）では、南海トラフ地震や首都直下型地震等の大規模自然災害等の脅威に触れた上で、「今すぐにも発生しうる大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害に強い国土及び地域を作るとともに自ら生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる必要がある。」としている。

国においては、この基本法に基づき、国土強靱化にかかる国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を平成26年6月に策定している。また、これを受けて大分県においても「大分県地域強靱化計画」を平成27年11月に策定した。

本市においても、熊本地震など近年の大規模地震や、これまでに経験をしたことが無い豪雨や年々巨大化する台風などの自然災害、そして、今後30年以内に70～80%の確立で発生するといわれている南海トラフ巨大地震が危惧される中、市民の生命や財産を守り、地域経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「豊後大野市国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」）」を策定する。

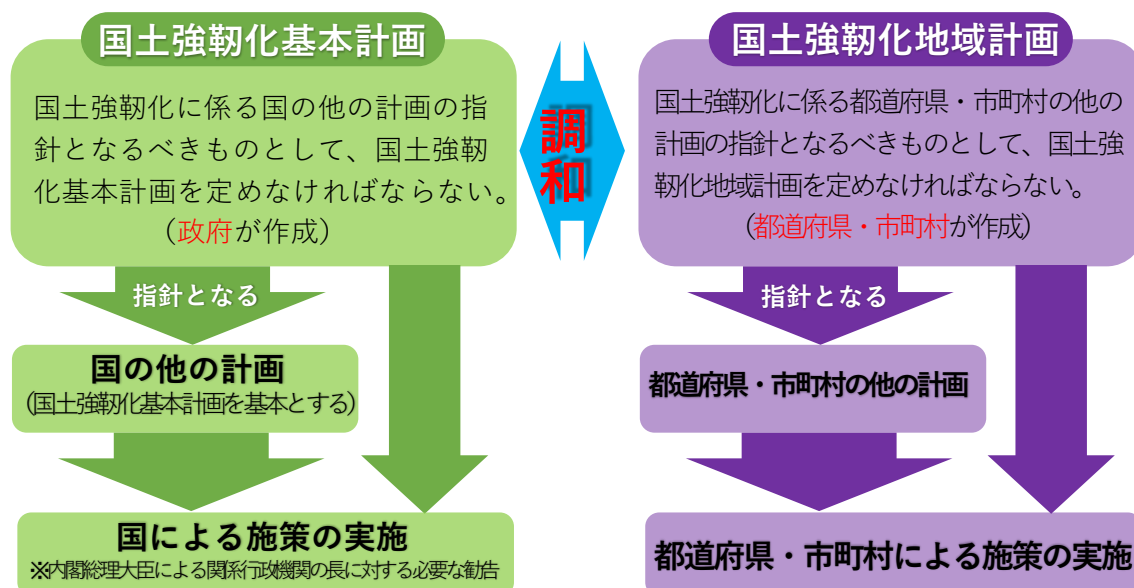
本計画は、基本法第13条に基づき、大規模自然災害に対して、本市が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものである。

なお、本計画の策定においては、本市の地域防災計画と整合・調和を図ることに留意している。

また、基本法第14条に「基本計画と調和が保たれたものではない」と規定されており、国が示したガイドラインでは、「都道府県と当該都道府県区域内の市町村間において、十分な連携を図りながら、基本計画と地域計画との調和を保つことと同様に、関係する地域強靱化計画相互の調和が確保されたものとなるよう留意する必要がある」とされている。

以上のことから、本市では国・県と相互に連携・調和を図りながら強靱化の取組みを推進していくこととする。

－ 国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係 －



第2章 強靱化の基本的な考え方

1 基本的な方針

地域強靱化に取り組むにあたり、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化への取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組みにあたる。
- ② 地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高め、相互応援体制を構築する。
- ③ 本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に役割分担して取り組む。
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

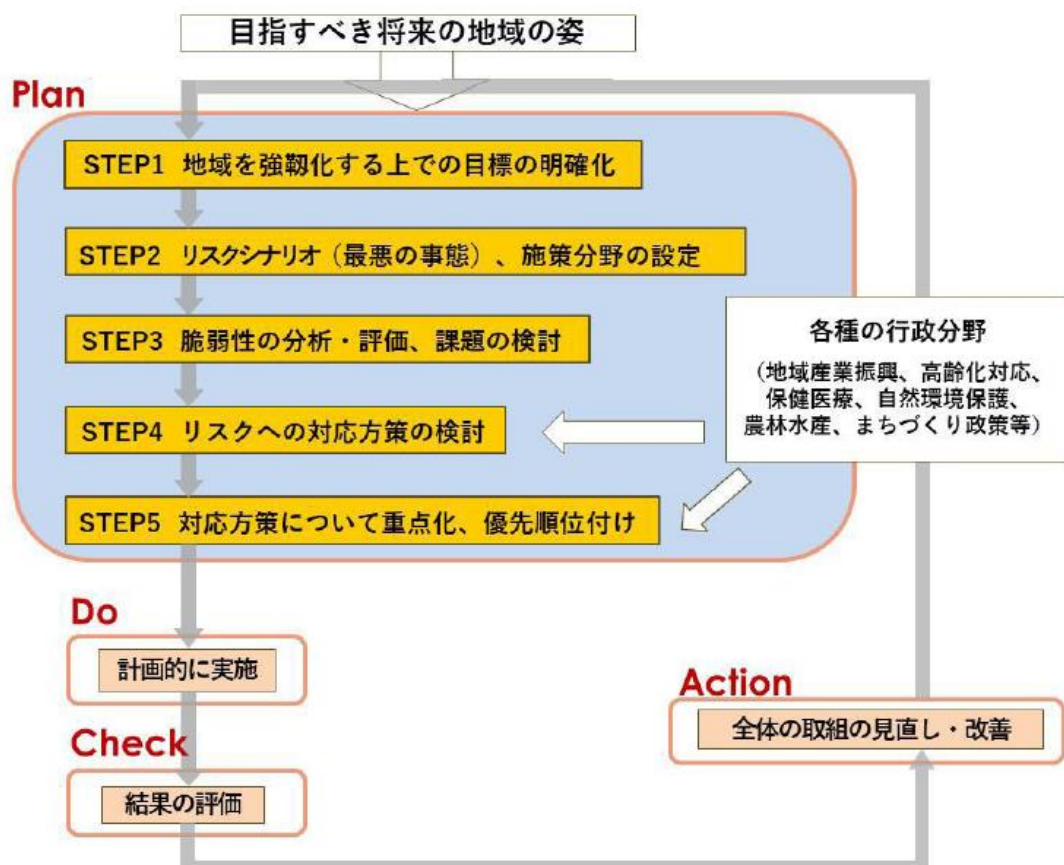
- ① 人口の減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上し、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境を整備する。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて、環境との調和と景観の維持に配慮し、自然との共生を図る。

2 基本的な進め方

「地域強靱化」は、いわば本市のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取組みを推進する。



このような、PDCA サイクルの実践を通じて、課題解決のために必要な政策やプログラムの重点化・優先順位付けに関する不断の見直しを行う。このため、脆弱性評価手法の改善、施策の効果の評価方法の改善（進捗管理のための定量的な指標の導入、見直し等）、プログラムごとの目標の設定と進捗管理の実施、重要な課題に対応するための仕組みの導入など、強靱化の取組みを順次ステップアップする。

第3章 対象とする自然災害

1 本市の特性

(1) 地勢

本市は、県の南西部に位置し、大分市、臼杵市、佐伯市、竹田市、宮崎県の高千穂町、日之影町と接している。東西に22km、南北に31km、総面積 603.14km²、市本庁舎は、東経131度35分04秒、北緯32度58分39秒、海拔133mに位置する。

本市の最低地は犬飼町下津尾の大野川沿いで標高30m、最高地は祖母山山頂で標高1,756mである。

臼杵川河口から熊本県八代を結ぶ臼杵―八代構造線という大規模な断層が、市の東から西にやや斜めに走っている。臼杵―八代構造線は、九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯等が分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分があり、その一部では鍾乳洞が見受けられる。

これらの一帯に本市の主要山塊がほとんど入っており、山岳～高台～河川～溪流が複雑に入り込み、起伏に富んだ急傾斜地帯がかなり多い。

河川は、大野川水系で平井川、緒方川、奥嶽川、茜川、三重川、中津無礼川、奥畑川等の支流に大別される。これらは阿蘇火砕流の分布地域を流れるため、深い峡谷や滝などがみられる。

土壌は、全般的に阿蘇火砕流による火山灰土及び粘土質土壌からなっており、災害には弱い地質である。

(2) 気象

気象は、おおむね温暖で、四季を通じて雨量は多く、年間の平均雨量は1,801mm、平均気温は15.3度であり、内海型気候区、南海型気候区、山地型気候区の3つの気候区に属している。

風は全般的に弱く年平均2～3m/sで、冬は北西、夏は南西の季節風が多い。樹木及び農作物の繁茂には適しているが、夏から秋にかけては、台風の通過によって著しい被害を受けることがある。

2 対象とする自然災害

本計画の災害リスクは、以下のような市内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とする。

(1) 豪雨・台風

近年、市での大規模な豪雨災害・台風は、平成2年7月2日の梅雨前線による集中豪雨、平成5年9月3日の台風13号、平成24年7月の九州北部豪雨、平成29年7月に再び九州北部豪雨があり、9月には台風18号などがある。過去において死者を伴う災害は昭和26年10月のルース台風など5件あった。そして1名の犠牲者をだした平成29年9月の台風18号がある。これら既往の風水害と同

程度の災害に加え、昭和57年の長崎豪雨、平成5年の鹿児島豪雨、最近では平成30年の西日本豪雨にみられた局地的集中豪雨による大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものである。

なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報や気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までにいわゆる「警戒段階」があり、この時期において、必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動を実施できる。

(2) 地震

本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していくものとする。

想定する地震としては、南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への震源域の拡大。平成24年8月29日に内閣府が公表したモデルケース11）、別府湾の地震（慶長豊後型地震）、周防灘断層群（主部）、としている。

とりわけ、南海トラフを領域とするマグニチュード8～9規模の海溝型地震が発生する確率は、今後30年以内に70～80%程度とされ、広域に影響を及ぼすと想定されている。

この南海トラフ地震について、大分県は「大分県津波浸水予測調査」及び「大分県地震津波被害想定調査」を実施している。

上記の震源域から想定される本市の最大震度は次のとおりである。

区分	南海トラフ巨大地震	別府湾の地震 (慶長豊後型地震)	周防灘断層群主部
豊後大野市	6強	6弱	5弱
大分県	6強 (大分市、佐伯市)	7 (大分市、別府市、杵築市、 由布市、姫島村)	6強(豊後高田市)

○人的被害の想定

【単位：人】

区分	冬5時				夏12時				冬18時			
	死者	重篤者	重傷者	中等傷者	死者	重篤者	重傷者	中等傷者	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
豊後大野市	10	0	1	12	7	0	1	12	8	0	2	12
大分県	19,053	3	5,451	10,815	21,332	5	2,144	4,447	21,923	5	2,063	4,257

※出典「豊後大野市地域防災計画（平成31年3月改訂版）」

○建物被害の想定

【単位：棟】

区分	冬 5 時				夏 1 2 時				冬 1 8 時			
	全壊・ 焼失	半壊	床上浸 水	床下 浸水	全壊・ 焼失	半壊	床上浸 水	床下 浸水	全壊・ 焼失	半壊	床上浸 水	床下 浸水
豊後大野 市	734	1,875	0	0	735	1,875	0	0	736	1,875	0	0
大分県	30,079	30,652	20,719	7,838	30,083	30,652	20,719	7,838	30,095	30,652	20,719	7,838

※出典「豊後大野市地域防災計画（平成 3 1 年 3 月改訂版）」

第4章 脆弱性評価

1 評価手順

(1) 想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすことが予想される災害リスクとしては、南海トラフ地震、これまで経験したことのない集中豪雨、巨大台風などの大規模自然災害を想定した評価を実施した。

(2) 施策分野

下記のとおり7つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定した。

<個別施策分野>

- A. 行政機能/消防等/防災教育等
- B. 住宅・都市/環境
- C. 保健医療・福祉
- D. エネルギー/情報通信/産業構造
- E. 交通・物流
- F. 農林水産
- G. 国土保全

<横断的分野>

- ①リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）
- ②地域の生活機能の維持・地域の活性化
- ③人材育成
- ④官民連携
- ⑤老朽化対策

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態

基本法第17条第3項により、8つの「事前に備える目標」と、その妨げとなるものとして38の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態			
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者・病死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
Ⅱ. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

Ⅲ. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	J R等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
Ⅳ. 迅速な復旧復興	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
			7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
			7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
			8-5	事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(4) 評価の実施手順

大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを検討するもので、施策を効率的・効果的に進める上で必要不可欠なプロセスである。また、国及び県や民間事業者等が独自に行っている取組み等も、必要に応じて評価の対象に含めることとする。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、以下の手順で実施した。

- ①「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を抽出する
- ②個別の施策の課題を分析するとともに、達成度や進捗を把握する
- ③①で抽出した施策を部局横断的な「プログラム」として整理する
- ④②の分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握する
- ⑤プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う
- ⑥施策分野ごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う

2 評価結果

評価結果は、別紙1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取り組みを進めているが、想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえなければならない。よって、今後もこの取り組みを推進し、できるだけ早期に高水準なものとするためには、プログラムの重点化を図るとともに、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

（２）代替性・助長性の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐災害性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政機能、産業・エネルギー・情報通信、交通・物流等の分野においては、そのシステム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、発災時にも機能する非常用電源の確保やバックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

（３）庁内横断的な取り組みと国・県、民間事業者、市民等との連携が必要

地域強靱化の取り組みは、本市のみでなく、国・県、民間事業者、市民等の各主体も含め多岐にわたる。効率的・効果的に地域強靱化の取り組みを実施するためには、複数の部局による庁内横断的な取り組みを推進するとともに、各実施主体間における連携と協力が必要である。

第5章 地域強靱化の推進方針

地域強靱化に係る施策の取組み方針として、以下のとおり強靱化の推進方針を策定した。また、この推進方針は、関係部局等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、相互に関連する事項があるため、主管する部局等を明確にしている。

なお、重複する項目を排除し、施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を第1節に、起きてはならない最悪の事態ごとに推進方針をとりまとめた「プログラムごとの推進方針」を第2節に示す。

1 施策分野ごとの推進方針

第4章で設定した7つの個別施策分野と5つの横断的分野について、それぞれの推進方針を以下に示す。

《個別施策分野》

A 行政機能/消防等/防災教育等

- LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムを活用した避難場所の表示をし、施設情報や周辺情報を詳細に入力し、データとして職員で共有するためのシステムを構築する。
また、各施設の耐震検査や老朽化対策を推進する。【財政課】1-1
- 住宅密集地及び狭隘地等での水利状況、地形等を調査し、地域ごとの警防計画を作成する。【消防本部】1-2
- 市街地の一部は河川との高低差が少ない場所もあり、豪雨による浸水の恐れがあるため、国道・県道・市道と連携のとれた道路側溝等排水対策を強化する。排水対策に加え河川改修なども進める。【建設課】1-3
- 河川の水位計は限りがあり、局地豪雨に対応できないため、河川管理者と連携し、水位計や監視カメラの増設などの整備を進める。【建設課】1-3
- 避難所となる公民館・社会教育施設等に非常用電源設備を確保し、被災者用の食料・飲料水、被災者用の日常消耗物品を備蓄するとともに、屋外から利用可能なトイレ設備、トイレ用水に利用可能な雨水集積タンク設備、被災者への電気供給用の発電施設、炊事用のLPガス施設を設置し、施設周辺に被災者救援用のスペースを確保する。【社会教育課】2-1
- サロン、老人クラブ等に備蓄品の必要性を周知し、より具体的な防災・減災・避難行動の学習会等を開催する必要があるが、時間と労力、買い物支援が必要となるため、団体への周知を図る。また、高齢者等でもできる活動（避難所受付等）を明確化しておく必要があるが、高齢者等では長期間・長時間の対応には限界があるため、予め市民への周知を図る。【高齢者福祉課】2-1、2-2、2-3
- 豊後大野消防本部と連携した多数傷病者訓練を実施する。【市民病院】2-3
- 大分県常備消防相互応援協定、緊急消防援助隊等の受援計画を作成し、応援隊が円滑に活動できる体制を確保する。【消防本部】2-3

- 災害時に保護者へ園児や児童の状況、引渡し方法の連絡整備が構築されていない施設があるため、災害時でも連絡が取れるよう通信環境の整備を推進する。【子育て支援課】2-4
- 災害対策本部を設置する本庁舎や地方行政機関等は防災拠点施設としても重要なため、これらの機能不全は、事後の全ての回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能の確保を図るため、更なる耐震性能の向上を図る。【総務課】【財政課】3-2
- 本市では業務継続計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る。【総務課】3-2
- 被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結、受援計画の策定を推進する。【総務課】3-2
- 防災教育の徹底と園児・児童・生徒・教職員を対象にした避難訓練を実施する。【学校教育課】4-3
- 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等の整備を推進し全従業員への周知徹底を推進する。【商工観光課】5-3
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、地下水などのバックアップの確保に努める。【市民病院】6-2
- 市役所や支所のほか医療や商業などの都市機能が立地する地域の拠点とその圏域内の集落、さらに各地域拠点の間を地域公共交通で連結するまちづくりを進める（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで、災害発生時に地域拠点での都市活動の維持を一定程度図り、復旧・復興に向けた人や物の円滑な流れを確保する。【まちづくり推進課】1-1、3-2、7-1
- 危険物施設等からの災害拡大防止を図るため予防査察計画を作成し、定期的計画的に予防査察を実地し、施設の維持管理、保安管理の徹底を促す。【消防本部】7-1
- 災害廃棄物は市が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や豊後大野市地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、豊後大野市災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを適宜行う。また、仮置場の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルを作成する。【環境衛生課】8-1
- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「大規模災害時における相互応援協定（佐伯市、竹田市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、豊後大野市）」「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の友好都市である東京都台東区との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるための体制の整備を進める。【総務課】8-2

B 住宅・都市/環境

- 地震、風水害等の災害により住宅等建築物（電柱・看板等含む）が倒壊すると、災害発生後の避難を妨げるなど居住者はもちろん周辺地域にも影響を与えるほか、火災や大規模停電等の発生にもつながるため、耐震化や撤去・埋設化等を推進する。【建設課】1-1
- 市有施設をはじめ、不特定多数の者が利用する公的建造物の倒壊を防ぎ、安全性を確保するために、公的建造物の耐震化性能の向上、耐震化、老朽化した施設の適切な維持管理を推進し、避難場所・避難経路の確認、耐震基準を満たさない建物等の利用制限及び施設の告知を行なう。【財政課】1-1
- 不特定多数が集まる文化施設等の老朽化は災害時の被害拡大につながることから、施設の計画的な維持管理及び更新など、適切な長寿命化対策が必要である。【まちづくり推進課】1-1
- 災害時に園児や職員の安全確保のため、災害物資の備蓄と建物耐震の調査を実施する。また、老朽化した建物の耐震化を推進する。【子育て支援課】1-1
- 災害時の園児・児童・生徒・教職員の安全確保のため、長寿命化計画による施設の大規模改修、維持修繕を実施する。【学校教育課】1-1
- 仮設住宅や自衛隊の待機場所として使用する仮設住宅等建設予定地を企業の協力を得ながら予め選定し、LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムに順次登録していくことを推進する。【財政課】1-2、8-5
- 旧市街地では古い木造住宅が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造住宅地は大規模火災となる懸念があるため、住宅密集地へ都市公園設置及び緑地化の整備の推進や、住宅等建築物の耐震化を促したり老朽化した空家の取壊しの補助制度の周知を行う。また、一時的な避難には避難所を利用できるが、長期になった場合は避難住宅の整備が必要となる。そのため、避難住宅用地として長期間利用できる土地及び建物の確保を進める。【建設課】【建設課】【財政課】1-2、2-2、7-1
- 市役所や支所のほか医療や商業などの都市機能が立地する地域の拠点とその圏域内の集落、さらに各地域拠点の間を地域公共交通で連結するまちづくりを進める（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで、災害発生時に地域拠点での都市活動の維持を一定程度図り、復旧・復興に向けた人や物の円滑な流れを確保する。【まちづくり推進課】1-1、3-2、7-1
- 水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。【総務課】1-3
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必要があるため、土砂災害ハザードマップ等の作成により危険性や早期避難の啓発を図る。【総務課】【建設課】1-4
- 現行制度では急傾斜性事業が行われる地域は10戸以上等の制限があるため、制限の緩和を要望するほか新たな制度を創設するなどし、危険区域にある住宅の対策を推進してい

く。【建設課】1-4

- 沿線・沿道の建物倒壊や道路倒壊などの被害により道路が寸断され復旧に時間を要したり、人口密集地では災害廃棄物も多くなり、道路を塞ぎ復興の妨げになる恐れがあり、食料等生命に関わる確保が難しくなるため、道路沿線建造物の耐震化や老朽建造物の取壊しの周知を行ない、国・県、民間と連携した取組みを強化する。また、人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を防ぎ、災害時における救助、救急活動等に影響が出ないように、それらの耐災害性の向上を図る。また、都市公園や緑地帯を整備し、緊急時の災害廃棄物の仮置き場として確保する。【建設課】【総務課】【建設課】【財政課】2-1、7-2、8-1
- 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒、被災者への家庭訪問など、生活環境の衛生状態や環境整備を保ちながら、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する。また、屋外から利用可能なトイレ設備を設置し、汚水処理には高度処理機能のある合併浄化槽等を導入したり、雨水を集積し、トイレ・洗濯用水に利用可能な生活用水を提供できるよう雨水タンク等の設置する。【総務課】【市民生活課】【社会教育課】2-6、2-7、6-2、6-3
- 浸水時の汚水流入等による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、動力噴霧機や消毒液等の資機材の備蓄を行い、防除体制を整備する。【環境衛生課】2-6
- 水道施設の基幹管路や浄水場の耐震化は、更新時に計画的に行うが、膨大な量と多額の経費を要することから、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図る。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策を検討する必要があるため、豊後大野市水道事業短期事業実施計画に基づき老朽化施設の計画的な更新及び耐震化に取り組む。【上下水道課】6-2
- 下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化を着実に推進するため、豊後大野市下水道ストックマネジメント計画及び豊後大野市農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的な更新及び耐震化に取り組む。【上下水道課】6-3
- 白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結するなどの対策を講じる。【環境衛生課】6-3
- 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する。【総務課】7-4
- 尾平、豊栄鉱山処理施設の被災により有害物質流出のおそれがあるため、有害物質取扱業者の把握と有害物質等の確実な管理及び指導、流出の調査を実施する。【環境衛生課】7-4
- 災害廃棄物は市が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や豊後大野市地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、豊後大野市災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを適宜行う。また、仮

置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルを作成する。【環境衛生課】8-1

○災害の影響が広範囲に及ぶ場合は、市単独では対処しきれないことが予想されることを踏まえ、県、他市町村、民間事業者等と協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、大分県、他市町村、関係業者との災害応援協定を締結する。【環境衛生課】8-1

○本市の清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して災害廃棄物処理計画の見直すことや、他市へのごみ処理依頼をするための災害応援協定を締結する。また、あわせて清掃センターまでの道路改良や、施設維持に関して専門業者との応援復旧に関する確認、他市町村への受入応援の依頼、などを推進する。【環境衛生課】8-1

○文化財が破壊した場合の復元が困難であるため、破壊を未然に防ぐための対策を講じる。また、自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等によって日々風化しているため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料作成、文化財保護法に基づく調査を実施する。【社会教育課】8-4

○大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地を確保する。【建設課】【財政課】8-5

C 保健医療・福祉

○DMA Tの育成・技能維持向上・整備・強化と共に、I P無線機やデジタル簡易無線機、患者搬送車両などDMATへの装備資機材の整備ならびに更新を推進する。また、統括DMA Tなど災害拠点病院の医療救護活動の体制を整備し、医薬品や医療資器材の備蓄を進めると共に、水、非常食、燃料の備蓄・確保を進める。【市民病院】2-3、2-5

○災害時に保護者へ園児や児童の状況、引渡し方法の連絡整備が構築されていない施設があるため、災害時でも連絡が取れるよう通信環境の整備を推進する。【子育て支援課】2-4

○帰宅困難者の受け入れができるよう福祉施設等との協定締結を進める。また、施設職員も被災者になり得ることから、受け入れ体制の確保態勢を強化する。【高齢者福祉課】2-4

○広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供のあり方について官民が連携して検討を進める。【総務課】2-5

○豊後大野市民病院BCPなどの見直し、受援団体の待機スペースの整備など受援体制の確保や帰宅困難職員の待機スペースの確保とともに、職員宿舎等の耐震化を進める。【市民病院】2-5

○指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する。【総務課】2-6

- 市民が日頃から自身の健康管理ができるよう、各種健康づくり事業や健康診査の受診勧奨に取り組む。また感染症予防のため、予防接種率向上にむけた接種勧奨や、手洗い・うがいの励行について普及啓発をおこなう。【市民生活課】2-6
- 避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、避難訓練の支援など地域において円滑かつ迅速な避難支援体制の整備を推進する。平時より避難行動要支援者名簿の更新と関係機関等との情報共有を図り、必要な訓練や研修等を実施していく。
【社会福祉課】2-6
- 要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦に対して、支援者と連絡体制を築き、早期発見や医療・メンタルサポート等適切な支援や迅速な対応ができる体制の構築を進める。【子育て支援課】2-7
- 災害関連死を予防するため、避難所巡回健康相談、被災者宅への家庭訪問、避難所健康教室を開催し、被災者の健康管理対策・エコノミークラス症候群の発症予防・廃用性症候群の発症予防・誤嚥性肺炎の発症予防を推進する。【市民生活課】2-7
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新を進める。【市民病院】2-5
- 各種団体等で災害ボランティアネットワークの構築を図る。【高齢者福祉課】8-2

D エネルギー/情報通信/産業構造

- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務課】1-4、4-1
- 災害復旧に必要な箇所の写真及び情報を関係各課で共有し、迅速な対応をするために、L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムの活用を推進する。【財政課】1-4
- 備蓄品の管理を行っている部署が複数存在しているため、物資の備蓄内容、施設位置、搬送ルート等のデータを取り込み関係各課と情報を共有するためにL G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムを活用することを推進する。【財政課】2-1
- L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムは、孤立地域等が発生した際に個人の携帯端末にアプリをインストールし利用することにより写真や位置が投稿できるので、本システムの災害時利用を推進する。【財政課】2-2
- 電力供給遮断時の防災拠点等において行政機能の維持、災害拠点病院の防災・減災機能の強化に必要な電力を確保するため、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等へ更新することや、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備、燃料の備蓄、設備の定期的な試験運転をするなどの平常時からの点検、他地域に頼らない地産地消の豊後大野市産エネルギーの創出を進める。また、広域災害時はエネルギーの確保が遅れたり困難となるため、非常用発電設備等の整備促進や、エネルギー供給事業者及び県企業局等との災害時相互応援協定締結に向けた自治体間の連携強化、地域間の相互融通能力の強化を図る。【市民病院】【財政課】【商工観光課】【まちづくり推進課】2-5、3-2、5-

2、

- DMA Tの育成・整備・強化、医師会や医療機関との連携強化を進め、装備資機材、のIP無線機またはデジタル簡易無線機、患者搬送車両の整備、EMI Sの活用や通信機器の確保整備（多重化）を推進する。【市民病院】2-5
- L G W A N - W e b G I S市有財産台帳システムの住民投稿機能を利用し、職員の携帯端末を利用した現場写真を地図上にリアルタイムに表示することにより災害支援を推進する。【財政課】4-1、4-3
- 複数の事業所や工場等が被災した場合は生産活動そのものがストップするため、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害時相互応援協定締結の推進を行なうことにより企業活動の継続及び生産力の維持を図る。【商工観光課】5-1
- 個人情報の漏洩防止策を講じた金融システムのバックアップ機能構築・強化の推進及び災害時相互応援協定や横断的な合同訓練の実施等による金融機関相互の連携強化を図る。【商工観光課】5-4
- 輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討、及び、商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定締結を推進する。【商工観光課】5-5
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新を進める。【市民病院】2-5
- 白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結するなどの対策を講じる。【環境衛生課】6-3
- 被災中小企業への復旧資金融資制度や経営相談の仲介を進める。【商工観光課】8-6
- 再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【まちづくり推進課】2-1、6-1
- 防災行政無線の被災による情報伝達手段の寸断を避けるため、納入業者と災害協定を結び、迅速な復旧を目指す。【総務課】6-5
- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務課】4-2

E 交通・物流

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、複数輸送ルートの確保を図る。【総務課】2-1
- 避難者用の救助物資の備蓄について、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や物資集積拠点の整備、受援計画の策定に取り組む。【総務課】2-1
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進める。併せて、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めている

く。【総務課】2-1

○広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「大規模災害時における相互応援協定（佐伯市、竹田市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、豊後大野市）」「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の友好都市である東京都台東区との災害相互応援協定を適切に運用し、物資調達・供給する体制の整備を図る。【総務課】2-1

○大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐため、予め土建業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保に努める【建設課】2-1

○災害の規模や道路状況等により緊急輸送車両の燃料の確保が困難となることが予想されることから、燃料の確保対策を進める。【商工観光課】2-1

○市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化の推進が必要である。国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を推進する。

【農林整備課】【建設課】2-1

○広域かつ大規模な災害に備え、物資集積拠点の整備や受援計画を早急に策定する。【総務課】2-4

○帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保を図る。【総務課】2-4

○複数の事業所や工場等が被災した場合は生産活動そのものがストップするため、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害時相互応援協定締結の推進を行なうことにより企業活動の継続及び生産力の維持を図る。【商工観光課】5-1

○災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応の検討を進める。【総務課】5-5

○輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討及び商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定締結を推進する。【商工観光課】5-5

○災害時においても、市や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧などを迅速に行う仕組みを構築する必要がある。【まちづくり推進課】6-4

○本市の清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して災害廃棄物処理計画の見直すことや、他市へのごみ処理依頼をするための災害応援協定を締結する。また、あわせて清掃センターまでの道路改良や、施設維持に関して専門業者との応援復旧に関する確認、他市町村への受入応援の依頼、などを推進する。【環境衛生課】8-1

F 農林水産

- 大規模地震や洪水により決壊の恐れがある農業用ため池、特に下流域に人家がある防災重点ため池について、その危険性の周知、避難態勢の整備等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップによる防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を大分県及び関係受益者と連携しながら推進する。【農林整備課】7-3
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持する。【農林整備課】7-5
- 森林の荒廃による土砂崩れ等に対し林地保全対策を推進するため、河川沿い等の山地災害危険箇所については、森林の広葉樹林又は針広混交林に誘導し、公益的機能を発揮させる。【農林整備課】7-5
- 林地保全対策・資源循環型林業の推進を図るため、不足している林業担い手の確保・育成を進めると共に、間伐等の森林整備を継続実施する。【農林整備課】7-5
- 治山施設の整備による防災減災対策を推進し森林が有する国土保全機能を発揮させ、保水能力低下による洪水被害の拡大を防止する。また山地災害に関する講習会の開催や山地災害危険地区の標識を設置するなど山地防災情報の周知を図っていく。【農林整備課】7-5
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持、発揮を促進する。また集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧の促進を図る。【農業振興課】7-4
- 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくために、所得の向上と経営の安定化が必要であることから、新規就農者や既存農家の栽培施設整備など促進し、産地の維持発展に繋げる。【農業振興課】7-4
- 農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、関係機関・関係団体等と連携体制を強化し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路など検討を行う。【農業振興課】7-4

G 国土保全

- 土砂災害のおそれのある区域について土砂災害対策事業等の対策が必要であるため、関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地のハード対策などの土砂災害対策を推進する。【建設課】1-4
- 地震による火災が起きた場合、密集した古い木造住宅地は大火災となる懸念があるため、建造物の適切な管理を促したり老朽化した空家の取壊しの補助制度を周知を行う。【建設課】7-1
- 大規模地震や洪水により決壊の恐れがある農業用ため池について、ため池の下流域に人家がある防災重点ため池数が多く、大分県及び関係受益者と連携し整備を推進する。【農林整備課】7-3

- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持する。【農林整備課】7-5
- 森林の荒廃による土砂崩れ等に対し林地保全対策を推進するため、河川沿い等の山地災害危険箇所については、森林の広葉樹林又は針広混交林に誘導し、公益的機能を発揮させる。【農林整備課】7-5
- 林地保全対策・資源循環型林業の推進を図るため、不足している林業担い手の確保・育成を進めると共に、間伐等の森林整備を継続実施する。【農林整備課】7-5
- 治山施設の整備による防災減災対策を推進し森林が有する国土保全機能を発揮させ、保水能力低下による洪水被害の拡大を防止する。また山地災害に関する講習会の開催や山地災害危険地区の標識を設置するなど山地防災情報の周知を図っていく。【農林整備課】7-5
- 被災地の土地の境界が明確に分からず、復旧に支障を来す事が考えられることから、復旧を迅速に行うために地籍調査事業の進捗を早め、現地復元可能な地図の整備を推進する。【農林整備課】8-3

《横断的分野》

① リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

- 各施設が災害時マニュアルを作成し、避難場所の確認や避難方法の周知徹底を行うとともに、職員の勤務ローテーションがあっても対応できる体勢作りを進める。【子育て支援課】【学校教育課】1-1
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、避難訓練の支援など地域において円滑かつ迅速な避難支援体制の整備を推進し、平時より名簿の更新と関係機関等との情報共有を図り、地域と連携して訓練や研修等を実施しながら避難支援体制を構築する。【総務課】【社会福祉課】1-2、2-6
- 防火意識を向上させるため、防火対象物の定期的な査察の実施や、避難訓練時に火災予防の推進を図る。【消防本部】1-2
- 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭学校などにおける取組みを通じて、防災教育を推進する。また、将来、地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。【総務課】【学校教育課】1-4
- 避難行動の判断に必要な河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。【総務課】1-4
- サロン、老人クラブ等に備蓄品の必要性を周知し、より具体的な防災・減災・避難行動の学習会等を開催する必要があるが、時間と労力、買い物支援が必要となるため、団体への周知を図る。また、高齢者等でもできる活動（避難所受付等）を明確化しておく必要があるが、高齢者等では長期間・長時間の対応には限界があるため、予め市民への周知を図

る。【高齢者福祉課】2-1、2-2、2-3

○災害時に保護者へ園児や児童の状況、引渡し方法の連絡整備が構築されていない施設があるため、災害時でも連絡が取れるよう通信環境の整備を推進する。【子育て支援課】2-4

○行政・消防・医師会など関係機関と連携した災害対応訓練を実施する。また、消防本部と市民病院が連携した多数傷病者訓練を実施する。【市民病院】2-3、2-5

○市民が日頃から自身の健康管理ができるよう、各種健康づくり事業や健康診査の受診勧奨に取り組む。また感染症予防のため、予防接種率向上にむけた接種勧奨や、手洗い・うがいの励行について普及啓発をおこなう。【市民生活課】2-6

○避難所となる公民館・社会教育施設・学校体育館等に、被災者への電気供給用の発電施設を設置するとともに、情報共有スペース（情報提供掲示版等）を設置する。【社会教育課】【学校教育課】4-3

○重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等の整備を推進し全従業員への周知徹底を推進する。【商工観光課】5-3

○個人情報の漏洩防止策を講じた金融システムのバックアップ機能構築・強化の推進及び災害時相互応援協定や横断的な合同訓練の実施等による金融機関相互の連携強化を図る。

【商工観光課】5-4

○災害時に被災施設が早期復旧できるように関係機関と相互協定にもとづいた資機材確保の強化を図る。【上下水道課】6-2

○大規模災害時、職員も被災することを前提に、上下水道課の業務遂行能力の低下が想定されることから、災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練を計画的に実施し、実効性のある業務継続計画（BCP）となるよう、必要に応じた見直しを図る。【上下水道課】6-3

○危険物施設等からの災害拡大防止を図るため予防査察計画を作成し、定期的計画的に予防査察を実地し、施設の維持管理、保安管理の徹底を促す。【消防本部】7-1

○決壊の恐れがある危険な農業用ため池について、その危険性の周知、避難態勢の整備等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップによる防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を図る。【農林整備課】7-3

○過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持する。【農林整備課】7-5

○大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地を確保する。【建設課】【財政課】8-5

○友好都市等と平常時から多様な政策領域において相互交流のネットワークを強化し、災害時の相互応援が円滑に行える体制づくりを進める。【まちづくり推進課】8-2

② 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- 各種訓練等により、災害対応能力の向上を図る。【総務課】1-1
- 避難を確実にを行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確保などの対策を関係機関が連携して進める。【総務課】1-2
- 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化支援を推進し、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能の強化を図る。【総務課】1-4、2-3
- 地域の絆や人と人の繋がり、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となり、更に、地域の目が行き届いているところは犯罪の抑止力にもなっていることから、司法・警察機能が低下しても犯罪を抑止するために、自主防災組織や自治会をはじめ安全安心パトロール連合隊や地域見守り隊など地域コミュニティを再生し、併せてその機能の強化と活性化を図る。【総務課】2-3、3-1
- 家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等の確保を図る。【総務課】2-2
- 複数の小規模集落により旧校区単位等で地域振興協議会等を設立することで、地域コミュニティを維持・活性化させ、災害時に集落が孤立することを防ぐとともに、地域の防災力の向上につなげる。【まちづくり推進課】2-2

③ 人材育成

- サロン、老人クラブ等へ防災・減災・避難行動、高齢者等でもできる活動（避難所受付等）の学習会等を開催する。【高齢者福祉課】2-2、2-3
- 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織活動の活性化を支援する取組みの充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【総務課】2-3
- DMA Tの育成・技能維持向上・整備・強化と共に、I P無線機やデジタル簡易無線機、患者搬送車両などDMA Tへの装備資機材の整備ならびに更新を推進する。【市民病院】2-3、2-5
- 林地保全対策・資源循環型林業の推進を図るため、不足している林業担い手の確保・育成を進めると共に、間伐等の森林整備を継続実施する。【農林整備課】7-5
- 伝統文化・民俗芸能の調査研究、文字史料の収集・保管・解説・研究と継承を推進する。【社会教育課】8-4
- 被災中小企業への復旧資金融資制度や経営相談の仲介を進める。【商工観光課】8-6

④官民連携

- 大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐ恐れがあるため、予め業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保に努める【建設課】2-1、2-5、6-4、7-2
- 輸送路が通行できない場合の輸送手段を検討する必要があることから、商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定の締結等による食料及び生活必需品の確保・調達手段の確保。【商工観光課】2-1
- 災害対応を迅速かつ効率的に行うには防災関係機関との連携が重要であることから、防災関係機関との合同訓練等を行い、相互の業務を理解し、応急対策をより円滑に実施できるよう連携の強化を図る。【総務課】2-3、
- 帰宅困難者の受け入れができるよう福祉施設等との協定締結を進める。また、施設職員も被災者になり得ることから、受け入れ体制の確保体勢を強化する。【高齢者福祉課】2-4
- 医師会や医療機関との連携を強化し、E M I S の活用や通信機器の確保整備（多重化）を進める。【市民病院】2-5
- 要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦に対して、支援者と連絡体制を築き、早期発見や医療・メンタルサポート等適切な支援や迅速な対応ができる体制の構築を進める。【子育て支援課】2-7
- 広域災害時はエネルギーの確保が遅れる、または困難であるので、非常用発電設備等の整備促進や、エネルギー供給事業者及び県企業局等との災害時相互応援協定締結に向けた自治体間の連携強化、地域間の相互融通能力の強化を図る。【商工観光課】【まちづくり推進課】5-2
- 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等の整備を推進し全従業員への周知徹底を推進する。【商工観光課】5-3
- 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応の検討を進める。【総務課】5-5
- 輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討及び商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定締結を推進する。【商工観光課】5-5
- 白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結するなどの対策を講じる。【環境衛生課】6-3
- 災害時においても、市や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧などを迅速に行う仕組みを構築する必要がある。【まちづくり推進課】6-4
- 災害に強い公共施設の整備や更新、適切かつ効率的な維持管理などを推進するため、民間企業や研究機関等の知恵や技術、資金等を活用する P P P や P F I 手法など官民連携を推進する。【まちづくり推進課】1-1、3-2
- 危険物施設等からの災害拡大防止を図るため予防査察計画を作成し、定期的計画的に予防

査察を実地し、施設の維持管理、保安管理の徹底を促す。【消防本部】7-1

- 尾平、豊栄鉱山処理施設の被災により有害物質流出のおそれがあるため、有害物質取扱業者の把握と有害物質等の確実な管理及び指導、流出の調査を実施する。【環境衛生課】7-4
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持する。【農林整備課】7-5
- 災害廃棄物は市が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や豊後大野市地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、豊後大野市災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを適宜行う。また、仮置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルを作成する。【環境衛生課】8-1
- 災害の影響が広範囲に及ぶ場合は、市単独では対処しきれないことが予想されることを踏まえ、県、他市町村、民間事業者等と協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、大分県、他市町村、関係業者との災害応援協定を締結する。【環境衛生課】8-1
- 本市の清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して災害廃棄物処理計画の見直すことや、他市へのごみ処理依頼をするための災害応援協定を締結する。また、あわせて清掃センターまでの道路改良や、施設維持に関して専門業者との応援復旧に関する確認、他市町村への受入応援の依頼、などを推進する。【環境衛生課】8-1
- 各種団体等で災害ボランティアネットワークの構築を図る。【高齢者福祉課】8-2
- 伝統文化・民俗芸能の調査研究、文字史料の収集・保管・解説・研究と継承を推進する。【社会教育課】8-4
- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地を確保する。【建設課】【財政課】8-5
- 被災中小企業への復旧資金融資制度や経営相談の仲介を進める。【商工観光課】8-6

⑤老朽化対策

- 災害時に避難所等となる公民館・社会教育施設・学校体育館等が、被災時に損壊して死傷者を発生させたり、崩壊の危険によって利用できなくなってしまうため、老朽化した施設の耐震化、防災機能の高い窓ガラス等の導入による耐震・耐風化を推進する。【社会教育課】【学校教育課】1-1
- 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命

化の推進が必要である。国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を利用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を推進する。

【農林整備課】 【建設課】 2-1

- 大規模災害時において、市指定の避難所で避難者が収まらない可能性があるため、臨時の避難所となる可能性のある自治会公民館の耐震性強化補助の創設を進める。【建設課】 2-4
- 不特定多数が集まる文化施設等の老朽化は災害時の被害拡大につながることから、施設の計画的な維持管理及び更新など、適切な長寿命化対策が必要である。【まちづくり推進課】 1-1
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新を進める。【市民病院】 2-5
- 豊後大野市民病院BCPなどの見直し、受援団体の待機スペースの整備など受援体制の確保や帰宅困難職員の待機スペースの確保とともに、職員宿舍等の耐震化を進める。【市民病院】 2-5
- 災害対策本部を設置する本庁舎等は防災拠点施設としても重要なため、更なる耐震性能の向上を図る。【財政課】 3-2
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化を行う。【財政課】 3-2
- 複数の事業所や工場等が被災した場合は生産活動そのものがストップするため、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害時相互応援協定締結の推進を行なうことにより企業活動の継続及び生産力の維持を図る。【商工観光課】 5-1
- 水道施設の基幹管路や浄水場の耐震化は、更新時に計画的に行うが、膨大な量と多額の経費を要することから、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図る。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策を検討する必要があるため、豊後大野市水道事業短期事業実施計画に基づき老朽化施設の計画的な更新及び耐震化に取り組む。【上下水道課】 6-2
- 下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化を着実に推進するため、豊後大野市下水道ストックマネジメント計画及び豊後大野市農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的な更新及び耐震化に取り組む。【上下水道課】 6-3
- 白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結するなどの対策を講じる。【環境衛生課】 6-3
- 災害時においても、市や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧などを迅速に行う仕組みを構築する必要がある。【まちづくり推進課】 6-4
- 地震による火災が起きた場合、密集した古い木造住宅地は大火災となる懸念があるため、建造物の適切な管理（老朽化・空家対策）を促したり取壊しの補助をするなど周知をしていく。【建設課】 7-1
- 文化財が破壊した場合の復元が困難であるため、破壊を未然に防ぐための対策を講じる。また、自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等によって日々風化しているため、常

時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料作成、文化財保護法に基づく調査を実施する。【社会教育課】8-4

2 プログラムごとの推進方針

第4章で行ったプログラムごとの脆弱性評価結果を踏まえた各プログラムの推進方針を以下に示す。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図る。【総務課】
- 地震、風水害等の災害により住宅等建築物（電柱・看板等含む）が倒壊すると、災害発生後の避難を妨げるなど居住者はもちろん周辺地域にも影響を与えるほか、火災や大規模停電等の発生にもつながるため、耐震化や撤去・埋設化等を推進する。【建設課】
- 不特定多数が集まる文化施設等の老朽化は災害時の被害拡大につながることから、施設の計画的な維持管理及び更新など、適切な長寿命化対策が必要である。【まちづくり推進課】
- 災害時に園児や職員の安全確保のため、災害物資の備蓄と建物耐震の調査を実施する。また、老朽化した建物の耐震化を推進する。【子育て支援課】
- 各施設が災害時マニュアルを作成し、避難場所の確認や避難方法の周知徹底を行なうとともに、職員の勤務ローテーションがあっても対応できる体勢作りを進める。【子育て支援課】【学校教育課】
- 災害時に避難所等となる公民館・社会教育施設等が、被災時に損壊して死傷者を発生させたり、崩壊の危険によって利用できなくなってしまうため、老朽化した施設の耐震化、防災機能の高い窓ガラス等の導入による耐震・耐風化を推進する。【社会教育課】【学校教育課】
- 住宅、建築物の倒壊は災害発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、市有施設をはじめ、不特定多数の者が利用する公的建造物の倒壊を防ぎ、安全性を確保するために、公的建造物の耐震化性能の向上、耐震化、老朽化した施設の適切な維持管理又は解体処分が必要である。そのために、耐震化率・耐震診断の実施、備品（コピー機）等の転倒・落下防止、避難場所・避難経路の確認、耐震基準を満たさない建物等の利用制限及び施設の告知を行なう。【財政課】
- L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムを活用した避難場所の表示をし、施設情報や周辺情報を詳細に入力し、データとして職員で共有するためのシステムを構築する。また、各施設の耐震検査や老朽化対策を推進する。【財政課】
- 学校において、通常授業日にJアラートが発動され室内にいる場合、窓を閉めて室内を密閉し、

カーテンを引きでガラスの飛散対策をするとともに、建物の中央部で身体を丸める身を守る行動をとる。また、室外にいる場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭を守り、タオル、ハンカチ等で口と鼻をふさぎ、身を守る行動をとる。【学校教育課】

- 災害発生直後に児童生徒が在校中の場合、以下の５点の業務を行う。校内にいる児童生徒の安否確認をする。負傷者の応急手当を行う。避難場所の開錠、避難者の受け入れ準備を行う。避難者の受け入れ誘導及び児童生徒引き渡しのための保護者誘導を行う。避難者名簿を作成し管理する。【学校教育課】
- 災害発生直後に児童生徒が在校してない場合は、発災時に児童生徒が在校中の場合に準じて避難所開設に向けた対応を行う（管理職、教育委員会に連絡がつかない場合も適切に対応する）。学校外にいた教職員は安全を確保した後、通勤手段を確認し、直ちに学校に集合し、必要な対応を開始する。【学校教育課】
- 災害時の園児・児童・生徒・教職員の安全確保のため、長寿命化計画による施設の大規模改修、維持修繕を実施する。【学校教育課】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 避難を確実にするための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確保などの対策を自主防災組織等関係機関が連携して進める。【総務課】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。【総務課】
- 旧市街地では古い木造住宅が多く、さらに住宅が密集し大規模火災に繋がる恐れがあるため、住宅密集地へ都市公園設置及び緑地化の整備を推進する。【建設課】
- 防火意識を向上させるため、防火対象物の定期的な査察の実施や、避難訓練時に火災予防の推進を図る。【消防本部】
- 住宅密集地及び狭隘地等での水利状況、地形等を調査し、地域ごとの警防計画を作成する。【消防本部】
- 仮設住宅や自衛隊の待機場所として使用する仮設住宅等建設予定地を企業の協力を得ながら予め選定し、L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムに順次登録していくことを推進する。【財政課】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。【総務課】
- 市街地の一部は河川との高低差が少ない場所もあり、豪雨による浸水の恐れがあるため、国道・県道・市道と連携のとれた道路側溝等排水対策を強化する。排水対策に加え河川改

修なども進める。【建設課】

- 河川の水位計は限りがあり、局地豪雨に対応できないため、河川管理者と連携し、水位計や監視カメラの増設などの整備を進める。【建設課】

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必要があるため、新たな土砂災害ハザードマップの作成による危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民への周知を図っていく必要性がある。【総務課】【建設課】
- 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する。【総務課】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの向上、機能の強化を図る。【総務課】
- 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組みを通じて、防災教育を推進する。また、将来、地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。【総務課】【学校教育課】
- 防災情報の確実迅速な提供手段を推進するため、Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務課】
- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための伝達体制整備を引き続き推進する。【総務課】
- 土砂災害のおそれのある区域について土砂災害対策事業等の対策が必要であるため、関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地のハード対策などの土砂災害対策を推進する。【建設課】
- 現行制度では急傾斜性事業が行われる地域は10戸以上等の制限があるため、制限の緩和を要望するほか新たな制度を創設するなどし、危険区域にある住宅の対策を推進していく。【建設課】
- 災害復旧が必要な箇所の写真及び情報を関係各課で共有し、迅速な対応をするために、L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムの活用を推進する。【財政課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 物資輸送ルートを実実に確保するため、複数の輸送ルートの確保を図り、緊急輸送道路の整備を促進する。【総務課】
- 避難者用の救助物資の備蓄について、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や物資集積拠点の整備など備蓄計画の策定、受援計画の策定に取り組む。【総務課】
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進め、食料供給体制の確保を図る。併せて、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高める。【総務課】
- 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「大規模災害時における相互応援協定（佐伯市、竹田市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、豊後大野市）」「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の友好都市である東京都台東区との災害相互応援協定を適切に運用し、物資調達・供給する体制の整備を図る。【総務課】
- 道路が寸断され復旧に時間を要すると、食料等生命に関わる確保が難しくなるため、道路沿線建造物の耐震化や取壊しの補助及び周知活動を行なう。【建設課】
- 避難所となる公民館・社会教育施設等に、非常用電源設備の確保・省エネ照明等の整備を行い、被災者用の食料・飲料水・日常消耗物品を備蓄するとともに、屋外から利用可能なトイレ設備、トイレ用水に利用可能な雨水集積タンク設備、被災者への電気供給用の発電施設、被災者炊事用のLPガス施設を設置し、施設周辺に被災者救援用のスペースを確保する。【社会教育課】
- 災害の規模や道路状況等により緊急輸送車両の燃料の確保が困難となることから、燃料の確保対策を進める。【商工観光課】
- 輸送路が通行できない場合の輸送手段を検討する必要があることから、商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定の締結等による食料及び生活必需品の確保・調達手段の確保に努める。【商工観光課】
- 老人クラブ等に備蓄品の必要性を周知し、より具体的な説明をするには、時間と労力、買い物支援が必要となるため、団体への周知を図る。【高齢者福祉課】
- 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化の推進が必要である。国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を推進する。
【農林整備課】 【建設課】
- 再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【まちづくり推進課】
- 備蓄品の管理を行っている部署が複数存在しているため、物資の備蓄内容、施設位置、搬送ルート等のデータを取り込み関係各課と情報を共有するためにL G W A N - W e b G I

S市有財産台帳システムを活用することを推進する。【財政課】

○校長等は、市の災害対策本部より収容避難所開設の要請があった場合には、収容避難所として開放する校舎等の区域を市災害対策本部と協議の上開放する。学校を避難所とする場合は、原則として夜間警備対象外の体育館等とするが、甚大な災害で罹災者が多い場合は、開放区域について教育委員会と協議し、開放区域を拡大する。【学校教育課】

○学校を避難所として学校を開放する場合は、以下の3点に留意する。水・食糧・物資の提供、トイレなど衛生的環境の提供、生活情報の提供を行う。避難場所では、できる限りプライバシーが確保できるように努める。避難所での生活支援は公平に行うことを原則とするが、要保護者については、介護者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて個別に対応する。

【学校教育課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○集落の孤立対策を検討する必要があるため、孤立する恐れのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等の確保を図る。【総務課】

○一時的な避難には避難所を利用できるが、長期になった場合は避難住宅の整備が必要となる。そのため、避難住宅用地として長期間利用できる土地及び建物の確保を進める。【建設課】 【財政課】

○サロン、老人クラブ等へ防災・減災・避難行動の学習会等を開催する必要があるが、より具体的な説明をするには、時間と労力が必要となるため、団体への周知を図る。【高齢者福祉課】

○複数の小規模集落により旧校区単位等で地域振興協議会等を設立することで、地域コミュニティを維持・活性化させ、災害時に集落が孤立することを防ぐとともに、地域の防災力の向上につなげる。【まちづくり推進課】

○LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムは、孤立地域等が発生した際に個人の携帯端末にアプリをインストールし利用することにより写真や位置が投稿できるので、本システムの災害時利用を推進する。【財政課】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織体制の確立と活性化を支援する取組みの充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【総務課】

○災害対応を迅速かつ効率的に行うには、防災関係機関との連携が重要であることから、防災関係機関との合同訓練等を行い、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携の強化を図る。【総務課】

- 地域の絆や人と人の繋がり、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る。【総務課】
- 高齢者等でもできる活動（避難所受付等）を明確化する。また、高齢者等では長期間・長時間の対応には限界があるため、予め市民への周知を図る。【高齢者福祉課】
- 豊後大野消防本部と連携した多数傷病者訓練を実施する。【市民病院】
- DMA Tの育成・技能維持向上・整備・強化と共に、I P無線機やデジタル簡易無線機、患者搬送車両などDMA Tへの装備資機材の整備ならびに更新を推進する。【市民病院】
- 大分県常備消防相互応援協定、緊急消防援助隊等の受援計画を作成し、応援隊が円滑に活動できる体制を確保する。【消防本部】

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 広域かつ大規模な災害に備え、物資集積拠点など防災拠点の整備や受援計画を早急に策定する。【総務課】
- 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保を図る。【総務課】
- 災害時に保護者へ園児や児童の状況、引渡し方法の連絡整備が構築されていない施設があるため、災害時でも連絡が取れるよう通信環境の整備を推進する。【子育て支援課】
- 避難所となる公民館・社会教育施設等に非常用電源設備を確保するとともに、当該地区の住民の数以上の被災者用の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄する。【社会教育課】
- 帰宅困難者の受け入れができるよう福祉施設等との協定締結を進める。また、施設職員も被災者になり得ることから、受け入れ体制の確保体勢を強化する。【高齢者福祉課】
- 緊急時に保護者（引取者）に対して、確実にしかも安全に児童生徒を引き渡すことができるよう、緊急時引渡マニュアルを作成し、保護者に周知する。しかし、保護者との連絡が取れない場合や下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により児童生徒は学校で待機する。【学校教育課】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供のあり方について官民が連携して検討を進める。【総務課】
- 大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐ恐れがあるため、予め土建業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保に努める。【建設課】

- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新を進める。【市民病院】
- 統括DMA Tなど災害拠点病院の医療救護活動の体制を整備し、医薬品や医療資器材の備蓄を進めると共に、水、非常食、燃料の備蓄・確保を進める。【市民病院】
- DMA Tの育成・整備・強化とともに、装備資機材、のI P無線機またはデジタル簡易無線機、患者搬送車両の整備を推進する。【市民病院】
- 医師会や医療機関との連携を強化し、EMI Sの活用や通信機器の確保整備（多重化）を進める。【市民病院】
- 豊後大野市民病院BCPなどの見直し、受援団体の待機スペースの整備など受援体制の確保や帰宅困難職員の待機スペースの確保とともに、職員宿舍等の耐震化を進める。【市民病院】
- 行政・消防・医師会など関係機関と連携した災害対応訓練の実施【市民病院】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 指定避難所でトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄及び供給体制を整備するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する。【総務課】【環境衛生課】
- 市民が日頃から自身の健康管理ができるよう、各種健康づくり事業や健康診査の受診勧奨に取り組む。また感染症予防のため、予防接種率向上にむけた接種勧奨や、手洗い・うがいの励行について普及啓発をおこなう。【市民生活課】
- 浸水時の汚水流入等による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、動力噴霧機や消毒液等の資機材の備蓄を行い、防除体制を整備する。【環境衛生課】
- 避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、避難訓練の支援など地域において円滑かつ迅速な避難支援体制の整備を推進する。平時より避難行動要支援者名簿の更新と関係機関等との情報共有を図り、必要な訓練や研修等を実施していく。【社会福祉課】

2-7 劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者・病症者の発生

- 要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦に対して、支援者と連絡体制を築き、早期発見や医療・メンタルサポート等適切な支援や迅速な対応ができる体制の構築を進める。【子育て支援課】
- 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒、被災者への家庭訪問など、生活環境の衛生状態や環境整備を保つ【市民生活課】
- 災害関連死を予防するため、避難所巡回健康相談、被災者宅への家庭訪問、避難所健康教室を開催し、被災者の健康管理対策・エコノミークラス症候群の発症予防・廃用性症候群の発症予防・誤嚥性肺炎の発症予防を推進する。【市民生活課】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 地域の目が行き届いているところは犯罪の抑止力にもなっていることから、司法・警察機能が低下しても犯罪を抑止するために、安全安心パトロール連合隊や地域見守り隊、自治会など地域コミュニティ機能の向上強化を図る。【総務課】

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な市役所機能の確保を図る。【総務課】
- 本市では業務継続計画（BCP）を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る。【総務課】
- 被災により機能が低下すると復旧復興に影響が出るため、被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結、受援計画の策定を推進する。【総務課】
- 災害対策本部を設置する本庁舎等は防災拠点施設としても重要なため、耐震基準を満たさない施設の公表、施設内備品の整理、転倒・落下防止を実施すると共に、老朽化した施設の適切な維持管理又は解体処分や本庁舎等公共施設の更なる耐震性能の向上を図る。【財政課】
- 電力供給遮断時の防災拠点等において行政機能の維持に必要な電力を確保するため、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備、燃料の備蓄、設備の定期的な試験運転をするなどの平常時からの点検、他地域に頼らない地産地消の豊後大野市産エネルギーの創出を進める。【財政課】
- 市役所や支所のほか医療や商業などの都市機能が立地する地域の拠点とその圏域内の集落、さらに各地域拠点の間を地域公共交通で連結するまちづくりを進める（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで、災害発生時に地域拠点での都市活動の維持を一定程度図り、復旧・復興に向けた人や物の円滑な流れを確保する。【まちづくり推進課】
- 災害に強い公共施設の整備や更新、適切かつ効率的な維持管理などを推進するため、民間企業や研究機関等の知恵や技術、資金等を活用するPPPやPFI手法など官民連携を推進する。【まちづくり推進課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務課】

- LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムの住民投稿機能を利用し、職員の携帯端末を利用した現場写真を地図上にリアルタイムに表示することにより災害支援を推進する。【財政課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務課】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 避難所となる公民館・社会教育施設・学校体育館等に、被災者への電気供給用の発電施設を設置するとともに、情報共有スペース（情報提供掲示版等）を設置する。【社会教育課】【学校教育課】
- LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムの住民投稿機能を利用し、職員の携帯端末を利用した現場写真を地図上にリアルタイムに表示することにより災害支援を推進する。【財政課】
- 防災教育の徹底と園児・児童・生徒・教職員を対象にした避難訓練を実施する。【学校教育課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 複数の事業所や工場等が被災した場合は生産活動そのものがストップするため、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害時相互応援協定締結の推進を行なうことにより企業活動の継続及び生産力の維持を図る。【商工観光課】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 広域災害時はエネルギーの確保が遅れる、または困難であるので、非常用発電設備等の整備促進や、エネルギー供給事業者及び県企業局等との災害時相互応援協定締結に向けた自治体間の連携強化、地域間の相互融通能力の強化を図る。【商工観光課】【まちづくり推進課】

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推

進、災害対応マニュアル等の整備を推進し全従業員への周知徹底を推進する。【商工観光課】

5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

- 個人情報の漏洩防止策を講じた金融システムのバックアップ機能構築・強化の推進及び災害時相互応援協定や横断的な合同訓練の実施等による金融機関相互の連携強化を図る。【商工観光課】

5-5 食料等の安定供給の停滞

- 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定して食料等の安定供給が継続できるよう食品関連事業者のBCP・災害対応力強化など対応の検討を進める。【総務課】
- 輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討及び商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定締結を推進する。【商工観光課】

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 渇水による用水の途絶は生産活動に甚大な影響を与えることから、用水の確保対策や供給施設の整備を支援する。【農業振興課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【まちづくり推進課】
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新を進める。【市民病院】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 避難所となる公民館・社会教育施設等に、雨水を集積し、トイレ・洗濯用水に利用可能な生活用水を提供できるよう雨水タンク等を設置する。【社会教育課】

- 水道施設の基幹管路や浄水場の耐震化は、更新時に計画的に行うが、膨大な量と多額の経費を要することから、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図る。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策を検討する必要があるため、豊後大野市水道事業短期事業実施計画に基づき老朽化施設の計画的な更新及び耐震化に取り組む。【上下水道課】
- 大規模災害時、職員も被災することを前提に、上下水道課の業務遂行能力の低下が想定されることから、水道事業業務継続計画の策定を進める。【上下水道課】
- 災害時に被災施設が早期復旧できるように関係機関と相互協定にもとづいた資機材確保の強化を図る。【上下水道課】
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、地下水などのバックアップの確保に努める。
【市民病院】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 避難所となる公民館・社会教育施設等に、屋外から利用可能なトイレ設備を設置し、汚水処理には高度処理機能のある合併浄化槽等を導入する。【社会教育課】
- 下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化を着実に推進するため、豊後大野市下水道ストックマネジメント計画及び豊後大野市農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的な更新及び耐震化に取り組む。【上下水道課】
- 大規模災害時、職員も被災することを前提に、上下水道課の業務遂行能力の低下が想定されることから、災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練を計画的に実施し、実効性のある業務継続計画（BCP）となるよう、必要に応じた見直しを図る。【上下水道課】
- 白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結するなどの対策を講じる。【環境衛生課】

6-4 J R等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐため、予め業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保に努める【建設課】
- 周辺自治体と繋がる道路が寸断されると、物資や援助者が入りにくくなるため、緊急輸送路として機能する幹線道路は耐震性に優れた道路に整備する。【建設課】
- 災害時においても、市や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧などを迅速に行う仕組みを構築する必要がある。【まちづくり推進課】

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新を進める。【市民病院】
- 防災行政無線の被災による情報伝達手段の寸断を避けるため、納入業者と災害協定を結び、迅速な復旧を目指す。【総務課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 地震による火災が起きた場合、密集した古い木造住宅地は大火災となる懸念があるため、住宅等建築物の適切な管理を促したり老朽化した空家の取壊しの補助制度を周知を行う。また、都市公園の緑地化の整備をするなどし、密集市街地の解消を進める。【建設課】
- 危険物施設等からの災害拡大防止を図るため予防査察計画を作成し、定期的計画的に予防査察を実地し、施設の維持管理、保安管理の徹底を促す。【消防本部】
- 市役所や支所のほか医療や商業などの都市機能が立地する地域の拠点とその圏域内の集落、さらに各地域拠点の間を地域公共交通で連結するまちづくりを進める（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで、災害発生時に地域拠点での都市活動の維持を一定程度図り、復旧・復興に向けた人や物の円滑な流れを確保する。【まちづくり推進課】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、沿線沿道建築物の耐震化など国・県、民間と連携した取組みを強化する。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る。【総務課】
- 大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐため、予め業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保に努める【建設課】

7-3 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- 大規模地震や洪水により決壊の恐れがある農業用ため池について、ため池の下流域に人家がある防災重点ため池数が多く、大分県及び関係受益者と連携し整備を推進する。【農林整備課】
- 決壊の恐れがある危険な農業用ため池について、その危険性の周知、避難態勢の整備等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップによる防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を図る。【農林整備課】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

- 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、各関係機関と連携を強化し原発事故に伴う有害物質拡散対策や各種原子力災害対策を推進する。【総務課】
- 尾平、豊栄鉱山処理施設の被災により有害物質流出のおそれがあるため、有害物質取扱業者の把握と有害物質等の確実な管理及び指導、流出の調査を実施する。【環境衛生課】
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持、発揮を促進する。また集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧の促進を図る。【農業振興課】
- 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくために、所得の向上と経営の安定化が必要であることから、新規就農者や既存農家の栽培施設整備など促進し、産地の維持発展に繋げる。【農業振興課】
- 農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、関係機関・関係団体等と連携体制を強化し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路など検討を行う。【農業振興課】

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持する。【農林整備課】
- 森林の荒廃による土砂崩れ等に対し林地保全対策を推進するため、河川沿い等の山地災害危険箇所については、森林の広葉樹林又は針広混交林に誘導し、公益的機能を発揮させる。【農林整備課】
- 林地保全対策・資源循環型林業の推進を図るため、不足している林業担い手の確保・育成を進めると共に、間伐等の森林整備を継続実施する。【農林整備課】
- 治山施設の整備による防災減災対策を推進し森林が有する国土保全機能を発揮させ、保水能力低下による洪水被害の拡大を防止する。また山地災害に関する講習会の開催や山地災害危険地区の標識を設置するなど山地防災情報の周知を図っていく。【農林整備課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 人口密集地では災害廃棄物も多くなり、道路を塞ぎ復興の妨げになる恐れがあるため、都市公園や緑地帯を整備し、緊急時の災害廃棄物の仮置き場として確保する。【建設課】
【財政課】
- 災害廃棄物は市が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や豊後大野市地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、豊後大野

市災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを適宜行う。また、仮置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルを作成する。【環境衛生課】

○災害の影響が広範囲に及ぶ場合は、市単独では対処しきれないことが予想されることを踏まえ、県、他市町村、民間事業者等と協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、大分県、他市町村、関係業者との災害応援協定を締結する。【環境衛生課】

○本市の清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して災害廃棄物処理計画の見直すことや、他市へのごみ処理依頼をするための災害応援協定を締結する。また、あわせて清掃センターまでの道路改良や、施設維持に関して専門業者との応援復旧に関する確認、他市町村への受入応援の依頼、などを推進する。【環境衛生課】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、人材不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「大規模災害時における相互応援協定（佐伯市、竹田市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、豊後大野市）」「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の友好都市である東京都台東区との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるため受援計画等の体制の整備を進める。【総務課】

○各種団体等で災害ボランティアネットワークの構築を図る。【高齢者福祉課】

○友好都市等と平常時から多様な政策領域において相互交流のネットワークを強化し、災害時の相互応援が円滑に行える体制づくりを進める。【まちづくり推進課】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

○被災地の土地の境界が明確に分からず、復旧に支障を来す事が考えられることから、復旧を迅速に行うために地籍調査事業の進捗を早め、現地復元可能な地図の整備を推進する。【農林整備課】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○文化財が破壊した場合の復元が困難であるため、破壊を未然に防ぐための対策を講じる。

また、自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等によって日々風化しているため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料作成、文化財保護法に基づく調査を実施する。【社会教育課】

- 伝統文化・民俗芸能の調査研究、文字史料の収集・保管・解説・研究と継承を推進する。【社会教育課】

8-5 事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地を確保する。【建設課】【財政課】
- 仮設住宅や自衛隊の待機場所として使用する仮設住宅等建設予定地を企業の協力を得ながら予め選定し、LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムに順次登録していくことを推進する。【財政課】

8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 被災中小企業への復旧資金融資制度や経営相談の仲介を進める。【商工観光課】

第6章 計画の推進と重点化

1 計画の推進

地域強靱化は、脆弱性評価において想定した38の「起きてはならない最悪の事態」を回避することを意図して本計画を定める。また、本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するために、その具体的な取り組み内容や目標値を記載した「豊後大野市強靱化アクションプラン」を本計画とは別に策定する。この「豊後大野市強靱化アクションプラン」を毎年度検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、地域防災計画をはじめとした各種計画による施策を追加し、地域強靱化の取り組みを推進していく。

2 計画の見直し

本計画においては、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

なお、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

3 施策の重点化

(1) プログラムの重点化

国の基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして45のプログラムを設定し、重点化すべき15のプログラムを選定している。本計画では、国及び県の計画における重点化すべきプログラムを参考に、18の重点化すべきプログラムを選定した。この18の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7	劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者・病死者の発生
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

～～用語の説明～～

○リスクマネジメント

危機管理のこと。将来起こりうるリスクを組織的に想定・管理し、リスクが起こった場合の損害を最小限に食い止める（回避または提言をはかる）ための対応であり、そのプロセスをいう。

○PDCAサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画（Plan）を策定した後、計画的に実施（Do）し、結果を評価（Check）し、見直しや改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へ反映するという過程を繰り返す（サイクル）こと。

○脆弱性評価

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、最悪の事態を回避するために、現状が有する問題点や課題などのことをいう。

○深層崩壊

山崩れや崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的大きな崩壊現象のこと。

○帰宅困難者

勤務先や外出先等において、地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者を指す。

○インフラ

インフラストラクチャーの略で下部構造や基盤という意味。ここでは、産業や生活の基盤として整備される施設を指し、道路・鉄道・上下水道・港湾・ダム・通信設備・送電

網・学校・公園・病院など公共の福祉のため整備・提供される施設の総称である。

○サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋や家具、自動車、倒木などのがれきのこと。

○地域コミュニティ

自治会、高齢者支援や子育てのためのグループなどの地域組織を介してつながりや地域活動が基盤となった「地域内の住民どうし（近所どうし）のつながり」のこと。

○広域応援協定

災害発生時において、広域防災応援を迅速かつ的確に実施するために、関係機関とあらかじめ協議し、協定を締結すること。

○受援計画

災害が発生した際に、近隣自治体などから職員や支援物資などを効率的に受け入れるための計画。

○長寿命化

インフラなどの耐久性を向上させ、寿命を延ばすこと。

○ハード整備とソフト対策

ハード整備（対策）とは、ダム・堤防・耐震補強などインフラの防災対策のことであり、ソフト対策とは、耐震基準・情報システム・ハザードマップ・防災教育・防災訓練・

避難行動マニュアルなど、被害軽減対策（手法）のこと。

○自助・共助・公助

自助とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に非難したりするなど、自分で守ることをいう。

共助とは、地域の災害時用援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うことをいう。

公助とは、国県市や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のことをいう。

○ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路の位置などを表示した地図。

○指定避難所

避難した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設のこと。

○アセットマネジメント

資産のおかれている状態を適切に把握したうえで、将来の健全度を予測し、必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定し、ライフサイクルコストが最小となるような管理計画を実現させる資産管理の手法。

○ストックマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査・修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

○再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

○DMAT

災害派遣医療チーム。災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

○EMIS

災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する各種情報を集約・提供していくためのシステム。

○流通在庫備蓄

ランニングストックとも言い、物資を市場で流通する形で備蓄する方式。一般企業の商品を買い取った上でそのまま在庫として保管を委託し、備蓄品を死蔵せず常に流通させて更新する。よって、保管しているうちに物資が古くなってしまう事態を避け、保管や管理に多大なコストを割くことなく備蓄が確保できる。

○避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件に該当する人。

○PPP手法、PFI手法

PFIとは、公共施設の建設、維持管理、

運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であるが、基本的な事業計画は国や地方自治体がおこなう。

P P Pとは、官と民がパートナーを組んで事業を行なう手法だが、事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法であるが、施設は官が保有したまま民間委託する手法となっている。

OB C P

業務継続計画。自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した際において、被害・損害を最小限度にとどめつつ、事業の継

続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行なうべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画のこと。

○ライフライン

電気、ガス、水道、通信、輸送など、生活に必須なインフラ設備を表す。

○二次災害

ある災害が起こった後に、それがもとになって起こる別の災害。

部局一覧

総務課

財政課

まちづくり推進課

市民生活課

環境衛生課

社会福祉課

子育て支援課

高齢者福祉課

農業振興課

農林整備課

商工観光課

建設課

上下水道課

教育委員会学校教育課

教育委員会社会教育課

豊後大野市消防本部

豊後大野市民病院

《個別施策分野》

A 行政機能/消防等/防災教育等

- LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムを活用した避難場所の表示をし、施設情報や周辺情報を詳細に入力し、データとして職員で共有するためのシステムを構築する必要がある。また、各施設の耐震検査や老朽化対策が必要である。【財政課】1-1
- 住宅密集地及び狭隘地等での水利状況、地形等を調査し、地域ごとの警防計画を作成する必要がある。【消防本部】1-2
- 市街地の一部は河川との高低差が少ない場所もあり、豪雨による浸水の恐れがあるため、国道・県道・市道と連携のとれた道路側溝等排水対策が必要である。排水対策に加え河川改修なども必要である。【建設課】1-3
- 河川の水位計は限りがあり、局地豪雨に対応できないため、河川管理者と連携し、水位計や監視カメラの増設などの整備が必要。【建設課】1-3
- 避難所となる公民館・社会教育施設等に非常用電源設備を確保し、被災者用の食料・飲料水、被災者用の日常消耗物品を備蓄するとともに、屋外から利用可能なトイレ設備、トイレ用水に利用可能な雨水集積タンク設備、被災者への電気供給用の発電施設、炊事用のLPガス施設を設置し、施設周辺に被災者救援用のスペースを確保する必要がある。【社会教育課】2-1
- サロン、老人クラブ等に備蓄品の必要性を周知し、より具体的な防災・減災・避難行動の学習会等を開催する必要があるが、時間と労力、買い物支援が必要となるため、団体への周知を図る。また、高齢者等でもできる活動（避難所受付等）を明確化しておく必要があるが、高齢者等では長期間・長時間の対応には限界があるため、予め市民への周知を図る必要がある。【高齢者福祉課】2-1、2-2、2-3
- 豊後大野消防本部と連携した多数傷病者訓練を実施が必要である。【市民病院】2-3
- 大分県常備消防相互応援協定、緊急消防援助隊等の受援計画を作成し、応援隊が円滑に活動できる体制を確保する必要がある。【消防本部】2-3
- 災害時に保護者へ園児や児童の状況、引渡し方法の連絡整備が構築されていない施設があるため、災害時でも連絡が取れるよう通信環境の整備を推進する必要がある。【子育て支援課】2-4
- 災害対策本部を設置する本庁舎や地方行政機関等は防災拠点施設としても重要なため、これらの機能不全は、事後の全ての回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能の確保を図るため、更なる耐震性能の向上を図る必要がある。【総務課】【財政課】3-2
- 本市では業務継続計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る必要がある。【総務課】3-2
- 被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結、受援計画の策定が必要である。【総務課】3-2
- 防災教育の徹底と園児・児童・生徒・教職員を対象にした避難訓練を行う必要がある。【学校教

育課】4-3

- 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等の整備を推進し全従業員への周知徹底の必要がある。【商工観光課】5-3
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、地下水などのバックアップの確保をする必要がある。【市民病院】6-2
- 市役所や支所のほか医療や商業などの都市機能が立地する地域の拠点とその圏域内の集落、さらに各地域拠点の間を地域公共交通で連結するまちづくりを進める（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで、災害発生時に地域拠点での都市活動の維持を一定程度図り、復旧・復興に向けて人や物が円滑に流れる必要がある。【まちづくり推進課】1-1、3-2、7-1
- 危険物施設等からの災害拡大防止を図るため予防査察計画を作成し、定期的計画的に予防査察を実地し、施設の維持管理、保安管理を徹底する必要がある。【消防本部】7-1
- 災害廃棄物は市が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や豊後大野市地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、豊後大野市災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを行う必要がある。また、仮置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルを作成する必要がある。【環境衛生課】8-1
- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「大規模災害時における相互応援協定（佐伯市、竹田市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、豊後大野市）」「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の友好都市である東京都台東区との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるための体制を整備する必要がある。【総務課】8-2

B 住宅・都市/環境

- 地震、風水害等の災害により住宅等建築物（電柱・看板等含む）が倒壊すると、災害発生後の避難を妨げるなど居住者はもちろん周辺地域にも影響を与えるほか、火災や大規模停電等の発生にもつながるため、耐震化や撤去・埋設化等を進める必要がある。【建設課】1-1
- 市有施設をはじめ、不特定多数の者が利用する公的建造物の倒壊を防ぎ、安全性を確保するために、公的建造物の耐震化性能の向上、耐震化、老朽化した施設の適切な維持管理を推進し、避難場所・避難経路の確認、耐震基準を満たさない建物等の利用制限及び施設の告知をする必要がある。【財政課】1-1
- 不特定多数が集まる文化施設等の老朽化は災害時の被害拡大につながることから、施設の

計画的な維持管理及び更新など、適切な長寿命化対策が必要である。【まちづくり推進課】1-1

○災害時に園児や職員の安全確保のため、災害物資の備蓄と建物耐震の調査をする必要がある。また、老朽化した建物の耐震化が必要である。【子育て支援課】1-1

○災害時の園児・児童・生徒・教職員の安全確保のため、長寿命化計画による施設の大規模改修、維持修繕を行う必要がある。【学校教育課】1-1

○仮設住宅や自衛隊の待機場所として使用する仮設住宅等建設予定地を企業の協力を得ながら予め選定し、LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムに順次登録をする必要がある。【財政課】1-2、8-5

○旧市街地では古い木造住宅が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造住宅地は大規模火災となる懸念があるため、住宅密集地へ都市公園設置及び緑地化の整備の推進や、住宅等建築物の耐震化を促したり老朽化した空家の取壊しの補助制度を周知するひつようがある。また、一時的な避難には避難所を利用できるが、長期になった場合は避難住宅の整備が必要となる。そのため、避難住宅用地として長期間利用できる土地及び建物を確保する必要がある。【建設課】【建設課】【財政課】1-2、2-2、7-1

○市役所や支所のほか医療や商業などの都市機能が立地する地域の拠点とその圏域内の集落、さらに各地域拠点の間を地域公共交通で連結するまちづくりを進める（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで、災害発生時に地域拠点での都市活動の維持を一定程度図り、復旧・復興に向けた人や物が円滑に流れる必要がある。【まちづくり推進課】1-1、3-2、7-1

○水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能する減災対策を進める必要がある。【総務課】1-3

○土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必要があるため、土砂災害ハザードマップ等の作成により危険性や早期避難の啓発をする必要がある。【総務課】【建設課】1-4

○現行制度では急傾斜性事業が行われる地域は10戸以上等の制限があるため、制限の緩和を要望するほか新たな制度を創設するなど、危険区域にある住宅の対策が必要である。

【建設課】1-4

○沿線・沿道の建物倒壊や道路倒壊などの被害により道路が寸断され復旧に時間を要したり、人口密集地では災害廃棄物も多くなり、道路を塞ぎ復興の妨げになる恐れがあり、食料等生命に関わる確保が難しくなるため、道路沿線建造物の耐震化や老朽建造物の取壊しの周知を行ない、国・県、民間と連携する必要がある。また、人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を防ぎ、災害時における救助、救急活動等に影響が出ないように、それらの耐災害性を向上させる必要がある。また、都市公園や緑地帯を整備し、緊急時の災害廃棄物の仮置き場を確保する必要がある。【建設課】【総務課】【建設課】【財政課】2-1、7-2、8-1

○指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒、被災者への家庭訪問など、生活環境の衛生状態や環

境整備を保ちながら、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制を構築する必要がある。また、屋外から利用可能なトイレ設備を設置し、汚水処理には高度処理機能のある合併浄化槽等を導入したり、雨水を集積し、トイレ・洗濯用水に利用可能な生活用水を提供できるよう雨水タンク等の設置が必要である。

【総務課】 【市民生活課】 【社会教育課】 2-6、2-7、6-2、6-3

○浸水時の汚水流入等による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、動力噴霧機や消毒液等の資機材の備蓄を行う必要がある。【環境衛生課】 2-6

○水道施設の基幹管路や浄水場の耐震化は、更新時に計画的に行うが、膨大な量と多額の経費を要することから、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化する必要がある。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策を検討する必要があるため、豊後大野市水道事業短期事業実施計画に基づき老朽化施設の計画的な更新及び耐震化をする必要がある。【上下水道課】 6-2

○下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化を着実に推進するため、豊後大野市下水道ストックマネジメント計画及び豊後大野市農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的な更新及び耐震化をする必要がある。【上下水道課】 6-3

○白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結する必要がある。

【環境衛生課】 6-3

○近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、各関係機関と連携を強化する必要がある。【総務課】 7-4

○尾平、豊栄鉱山処理施設の被災により有害物質流出のおそれがあるため、有害物質取扱業者の把握と有害物質等の確実な管理及び指導、流出の調査が必要である。【環境衛生課】 7-4

○災害廃棄物は市が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や豊後大野市地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、豊後大野市災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを行う必要がある。また、仮置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルの整備が必要である。【環境衛生課】 8-1

○災害の影響が広範囲に及ぶ場合は、市単独では対処しきれないことが予想されることを踏まえ、県、他市町村、民間事業者等と協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、大分県、他市町村、関係業者との災害応援協定を結ぶ必要がある。【環境衛生課】 8-1

○本市の清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して災害廃棄物処理計画の見直すことや、他市へのごみ処理依頼をするための災害応援協定を結ぶ必要がある。また、あわせて清掃センターまでの道路改良や、施設維持に関して専門業者との応援復旧に関する確認、他市町村へ

の受入応援の依頼、などを進める必要がある。【環境衛生課】8-1

- 文化財が破壊した場合の復元が困難であるため、破壊を未然に防ぐための対策が必要である。また、自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等によって日々風化しているため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料作成、文化財保護法に基づく調査が必要である。【社会教育課】8-4
- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保が必要となる。【建設課】【財政課】8-5

C 保健医療・福祉

- DMA Tの育成・技能維持向上・整備・強化と共に、I P無線機やデジタル簡易無線機、患者搬送車両などDMA Tへの装備資機材の整備ならびに更新が必要である。また、統括DMA Tなど災害拠点病院の医療救護活動の体制を整備し、医薬品や医療資器材の備蓄を進めると共に、水、非常食、燃料の備蓄・確保が必要である。【市民病院】2-3、2-5
- 災害時に保護者へ園児や児童の状況、引渡し方法の連絡整備が構築されていない施設があるため、災害時でも連絡が取れるよう通信環境の整備が必要である。【子育て支援課】2-4
- 帰宅困難者の受け入れができるよう福祉施設等との協定の締結が必要である。また、施設職員も被災者になり得ることから、受け入れ体制を整える必要がある。【高齢者福祉課】2-4
- 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供のあり方について官民の連携が必要である。【総務課】2-5
- 豊後大野市民病院BCPなどの見直し、受援団体の待機スペースの整備など受援体制の確保や帰宅困難職員の待機スペースの確保とともに、職員宿舎等の耐震化が必要である。【市民病院】2-5
- 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制を整える必要がある。【総務課】2-6
- 市民が日頃から自身の健康管理ができるよう、各種健康づくり事業や健康診査の受診を勧奨する必要がある。また感染症予防のため、予防接種率向上にむけた接種勧奨や、手洗い・うがいの励行が定着する必要がある。【市民生活課】2-6
- 避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、避難訓練の支援など地域において円滑かつ迅速な避難支援体制を整える必要がある。平時より避難行動要支援者名簿の更新と関係機関等との情報共有を図り、必要な訓練や研修等を行う必要がある。【社会福祉課】2-6
- 要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦に対して、支援者と連絡体制を築き、早期発見や医療・メンタルサポート等適切な支援や迅速な対応ができる体制を整える必要がある。【子育て支援課】2-7

- 災害関連死を予防するため、避難所巡回健康相談、被災者宅への家庭訪問、避難所健康教室を開催し、被災者の健康管理対策・エコノミークラス症候群の発症予防・廃用性症候群の発症予防・誤嚥性肺炎の発症予防を進める必要がある。【市民生活課】2-7
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等へ更新する必要がある。【市民病院】2-5
- 各種団体等で災害ボランティアネットワークを構築する必要がある。【高齢者福祉課】8-2

D エネルギー/情報通信/産業構造

- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化をする必要がある。【総務課】1-4、4-1
- 災害復旧が必要な箇所の写真及び情報を関係各課で共有し、迅速な対応をするために、LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムを活用する必要がある。【財政課】1-4
- 備蓄品の管理を行っている部署が複数存在しているため、物資の備蓄内容、施設位置、搬送ルート等のデータを取り込み関係各課と情報を共有するためにLGWAN-WebGIS市有財産台帳システムを活用する必要がある。【財政課】2-1
- LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムは、孤立地域等が発生した際に個人の携帯端末にアプリをインストールし利用することにより写真や位置が投稿できるので、本システムを災害時に利用する必要がある。【財政課】2-2
- 電力供給遮断時の防災拠点等において行政機能の維持、災害拠点病院の防災・減災機能の強化に必要な電力を確保するため、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等へ更新することや、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備、燃料の備蓄、設備の定期的な試験運転をするなどの平常時からの点検、他地域に頼らない地産地消の豊後大野市産エネルギーを創出する必要がある。また、広域災害時はエネルギーの確保が遅れたり困難となるため、非常用発電設備等の整備促進や、エネルギー供給事業者及び県企業局等との災害時相互応援協定締結に向けた自治体間の連携強化、地域間の相互融通能力を強化する必要がある。【市民病院】【財政課】【商工観光課】【まちづくり推進課】2-5、3-2、5-2、
- DMATの育成・整備・強化、医師会や医療機関との連携強化を進め、装備資機材、のIP無線機またはデジタル簡易無線機、患者搬送車両の整備、EMISの活用や通信機器の確保整備(多重化)が必要である。【市民病院】2-5
- LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムの住民投稿機能を利用し、職員の携帯端末を利用した現場写真を地図上にリアルタイムに表示する災害支援が必要である。【財政課】4-1、4-3
- 複数の事業所や工場等が被災した場合は生産活動そのものがストップするため、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害時相互応援協定締結の推進を行なうことにより企業活動の継続及び生産力を維持する必要がある。【商工観光課】5-1

- 個人情報漏洩防止策を講じた金融システムのバックアップ機能構築・強化の推進及び災害時相互応援協定や横断的な合同訓練の実施等による金融機関相互の連携強化が必要である。【商工観光課】5-4
- 輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討、及び、商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定の締結が必要である。【商工観光課】5-5
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新が必要である。【市民病院】2-5
- 白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結する必要がある。【環境衛生課】6-3
- 被災中小企業への復旧資金融資制度や経営相談の仲介が必要である。【商工観光課】8-6
- 再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【まちづくり推進課】2-1、6-1
- 防災行政無線の被災による情報伝達手段の寸断を避け、迅速な復旧を目指すため、納入業者と災害協定を結ぶ必要がある。【総務課】6-5
- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化をする必要がある。【総務課】4-2

E 交通・物流

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、複数輸送ルートを実際に確保する必要がある。【総務課】2-1
- 避難者用の救助物資の備蓄について、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や物資集積拠点の整備、受援計画の策定をする必要がある。【総務課】2-1
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄を整備する必要がある。併せて、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等をする必要がある。【総務課】2-1
- 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「大規模災害時における相互応援協定（佐伯市、竹田市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、豊後大野市）」「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の友好都市である東京都台東区との災害相互応援協定を適切に運用し、物資調達・供給する体制を整備する必要がある。【総務課】2-1
- 大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐため、即時に輸送路の確保をするために、予め土建業者等と障害物除去応援対策における協定を結ぶ必要がある【建設課】2-1

- 災害の規模や道路状況等により緊急輸送車両の燃料の確保が困難となることが予想されることから、燃料の確保対策をする必要がある。【商工観光課】2-1
- 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化の推進が必要である。国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策の工事を進める必要がある。【農林整備課】【建設課】2-1
- 広域かつ大規模な災害に備え、物資集積拠点の整備や受援計画を整える必要がある。【総務課】2-4
- 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、一時的な滞在場所の確保を図るため、民間事業者等の協力が必要である。【総務課】2-4
- 複数の事業所や工場等が被災した場合は生産活動そのものがストップするため、企業活動の継続及び生産力の維持を図る必要があるので、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害時相互応援協定の締結をする必要がある。【商工観光課】5-1
- 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応が必要である。【総務課】5-5
- 輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討及び商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定の締結が必要である。【商工観光課】5-5
- 災害時においても、市や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧などを迅速に行う仕組みを構築する必要がある。【まちづくり推進課】6-4
- 本市の清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して災害廃棄物処理計画の見直すことや、他市へのごみ処理依頼をするための災害応援協定を締結する必要がある。また、あわせて清掃センターまでの道路改良や、施設維持に関して専門業者との応援復旧に関する確認、他市町村への受入応援の依頼、など体制を整備する必要がある。【環境衛生課】8-1

F 農林水産

- 大規模地震や洪水により決壊の恐れがある農業用ため池、特に下流域に人家がある防災重点ため池について、その危険性の周知、避難態勢の整備等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップによる防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を大分県及び関係受益者と連携をする必要がある。【農林整備課】7-3
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持させる必要がある。【農林整備課】7-5
- 森林の荒廃による土砂崩れ等に対し林地保全対策を推進するため、河川沿い等の山地災害危険箇所については、公益的機能を発揮させるために森林の広葉樹林又は針広混交林に誘導する必要がある。【農林整備課】7-5

- 林地保全対策・資源循環型林業の推進を図るため、不足している林業担い手の確保・育成を進めると共に、間伐等の森林整備の継続が必要である。【農林整備課】7-5
- 治山施設の整備による防災減災対策を推進し森林が有する国土保全機能を発揮させ、保水能力低下による洪水被害の拡大を防止する必要がある。また山地災害に関する講習会の開催や山地災害危険地区の標識を設置するなど山地防災情報の周知が必要である。【農林整備課】7-5
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持、発揮が必要となる。また集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧を促進させる必要がある。【農業振興課】7-4
- 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくために、所得の向上と経営の安定化が必要であることから、産地の維持発展に繋げるために新規就農者や既存農家の栽培施設整備など促進する必要がある。【農業振興課】7-4
- 農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、状況に応じて発信すべき情報、発信経路など検討を行い、関係機関・関係団体等と連携体制を強化する必要がある。【農業振興課】7-4

G 国土保全

- 土砂災害のおそれのある区域について土砂災害対策事業等の対策が必要であるため、関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地のハード対策などの土砂災害対策が必要である。
【建設課】1-4
- 地震による火災が起きた場合、密集した古い木造住宅地は大火災となる懸念があるため、建造物の適切な管理を促したり老朽化した空家の取壊しの補助制度の周知が必要である。
【建設課】7-1
- 大規模地震や洪水により決壊の恐れがある農業用ため池について、ため池の下流域に人家がある防災重点ため池数が多く、大分県及び関係受益者と連携しながら整備をする必要がある。【農林整備課】7-3
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持させる必要がある。【農林整備課】7-5
- 森林の荒廃による土砂崩れ等に対し林地保全対策を推進するため、河川沿い等の山地災害危険箇所については、公益的機能を発揮させるために森林の広葉樹林又は針広混交林に誘導する必要がある。【農林整備課】7-5
- 林地保全対策・資源循環型林業の推進を図り間伐等の森林整備を継続実施するため、不足している林業担い手の確保・育成を進める必要がある。【農林整備課】7-5
- 治山施設の整備による防災減災対策を推進し森林が有する国土保全機能を発揮させ、保水能力低下による洪水被害の拡大を防止する必要がある。また山地災害に関する講習会の開

催や山地災害危険地区の標識を設置するなど山地防災情報を周知する必要がある。【農林整備課】7-5

- 被災地の土地の境界が明確に分からず、復旧に支障を来す事が考えられることから、復旧を迅速に行うために地籍調査事業の進捗を早め、現地復元可能な地図を整備する必要がある。【農林整備課】8-3

《横断的分野》

① リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

- 各施設が災害時マニュアルを作成し、避難場所の確認や避難方法の周知徹底を行うとともに、職員の勤務ローテーションがあっても対応できる体勢を作る必要がある。【子育て支援課】【学校教育課】1-1
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、避難訓練の支援など地域において円滑かつ迅速な避難支援体制の整備を推進し、平時より名簿の更新と関係機関等との情報共有を図り、地域と連携して訓練や研修等を実施しながら避難支援体制を構築する必要がある。【総務課】【社会福祉課】1-2、2-6
- 防火対象物の定期的な査察の実施や、避難訓練時に火災予防を推進を図り、防火意識を向上させる必要がある。【消防本部】1-2
- 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭学校などにおける取組みを通じて、防災教育をする必要がある。また、将来、地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力を向上させる必要がある。【総務課】【学校教育課】1-4
- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための体制を整備する必要がある。【総務課】1-4
- サロン、老人クラブ等に備蓄品の必要性を周知し、より具体的な防災・減災・避難行動の学習会等を開催する必要があるが、時間と労力、買い物支援が必要となるため、団体へ周知する必要がある。また、高齢者等でもできる活動（避難所受付等）を明確化しておく必要があるが、高齢者等では長期間・長時間の対応には限界があるため、予め市民へ周知する必要がある。【高齢者福祉課】2-1、2-2、2-3
- 災害時に保護者へ園児や児童の状況、引渡し方法の連絡整備が構築されていない施設があるため、災害時でも連絡が取れるよう通信環境を整備する必要がある。【子育て支援課】2-4
- 行政・消防・医師会など関係機関と連携した災害対応訓練が必要である。また、消防本部と市民病院が連携した多数傷病者訓練も必要である。【市民病院】2-3、2-5
- 市民が日頃から自身の健康管理ができるよう、各種健康づくり事業や健康診査の受診を勧奨する必要がある。また感染症予防のため、予防接種率向上にむけた接種勧奨や、手洗い・うがいの励行について普及の啓発が必要がある。【市民生活課】2-6
- 避難所となる公民館・社会教育施設・学校体育館等に、被災者への電気供給用の発電施設

を設置するとともに、情報共有スペース（情報提供掲示版等）の設置が必要である。【社会教育課】 【学校教育課】 4-3

- 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等を整備する必要がある、また全従業員への周知徹底をする必要がある。【商工観光課】 5-3
- 個人情報の漏洩防止策を講じた金融システムのバックアップ機能構築・強化の推進及び災害時相互応援協定や横断的な合同訓練の実施等による金融機関相互の連携強化が必要である。【商工観光課】 5-4
- 災害時に被災施設が早期復旧できるように関係機関と相互協定にもとづいた資機材を確保する必要がある。【上下水道課】 6-2
- 大規模災害時、職員も被災することを前提に、上下水道課の業務遂行能力の低下が想定されることから、災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練を計画的に実施し、実効性のある業務継続計画（BCP）となるよう、順次見直しを行う必要がある。【上下水道課】 6-3
- 危険物施設等からの災害拡大防止を図るため予防査察計画を作成し、定期的計画的に予防査察を実地し、施設の維持管理、保安管理の徹底をする必要がある。【消防本部】 7-1
- 決壊の恐れがある危険な農業用ため池について、その危険性の周知、避難態勢の整備等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップによる防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路を周知する必要がある。【農林整備課】 7-3
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持する必要がある。【農林整備課】 7-5
- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地を確保する必要がある。【建設課】 【財政課】 8-5
- 友好都市等と平常時から多様な政策領域において相互交流のネットワークを強化し、災害時の相互応援が円滑に行える体制が必要である。【まちづくり推進課】 8-2

② 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- 各種訓練等により、災害対応能力の向上が必要である。【総務課】 1-1
- 避難を確実にを行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確保などの対策を関係機関が連携する必要がある。【総務課】 1-2
- 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化支援を推進し、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能を強化する必要がある。【総務課】 1-4、2-3
- 地域の絆や人と人の繋がり、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役

割が重要となり、更に、地域の目が行き届いているところは犯罪の抑止力にもなっていることから、司法・警察機能が低下しても犯罪を抑止するために、自主防災組織や自治会をはじめ安全安心パトロール連合隊や地域見守り隊など地域コミュニティを再生し、併せてその機能の強化と活性化をする事が必要である。【総務課】2-3、3-1

- 家庭内備蓄の促進等による地域の防災力の向上が必要である。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を確保する必要がある。【総務課】2-2
- 複数の小規模集落により旧校区単位等で地域振興協議会等を設立することで、地域コミュニティを維持・活性化させ、災害時に集落が孤立することを防ぐとともに、地域の防災力を向上させる必要がある。【まちづくり推進課】2-2

③ 人材育成

- サロン、老人クラブ等へ防災・減災・避難行動、高齢者等でもできる活動（避難所受付等）の学習会等を開催する必要がある。【高齢者福祉課】2-2、2-3
- 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織活動の活性化を支援する取組みを充実させる必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続して養成・育成をする必要がある。【総務課】2-3
- DMA Tの育成・技能維持向上・整備・強化と共に、I P無線機やデジタル簡易無線機、患者搬送車両などDMA Tへの装備資機材を整備ならびに更新する必要がある。【市民病院】2-3、2-5
- 林地保全対策・資源循環型林業の推進を図り間伐等の森林整備を継続実施するため、不足している林業担い手を確保・育成する必要がある。【農林整備課】7-5
- 伝統文化・民俗芸能の調査研究、文字史料の収集・保管・解説・研究と継承をする必要がある。【社会教育課】8-4
- 被災中小企業への復旧資金融資制度や経営相談の仲介をする必要がある。【商工観光課】8-6

④官民連携

- 大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐ恐れがあり即時に輸送路の確保をするため、予め業者等と障害物除去応援対策における協定を結ぶ必要がある【建設課】2-1、2-5、6-4、7-2
- 輸送路が通行できない場合の輸送手段を検討する必要があることから、食料及び生活必需品の確保・調達手段の確保をするために、商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定の締結等を行う必要がある。【商工観光課】2-1
- 災害対応を迅速かつ効率的に行うには防災関係機関との連携が重要であることから、防災関係機関との合同訓練等を行い、相互の業務を理解し、応急対策をより円滑に実施できるよう連携する必要がある。【総務課】2-3、

- 帰宅困難者の受け入れができるよう福祉施設等との協定を締結する必要がある。また、施設職員も被災者になり得ることから、受け入れ体制を強化する必要がある。【高齢者福祉課】2-4
- 医師会や医療機関との連携を強化し、E M I Sの活用や通信機器の確保整備（多重化）をする必要がある。【市民病院】2-5
- 要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦に対して、支援者と連絡体制を築き、早期発見や医療・メンタルサポート等適切な支援や迅速な対応ができる体制を構築する必要がある。【子育て支援課】2-7
- 広域災害時はエネルギーの確保が遅れる、または困難であるので、非常用発電設備等の整備促進や、エネルギー供給事業者及び県企業局等との災害時相互応援協定締結に向けた自治体間の連携強化、地域間の相互融通能力を強化する必要がある。【商工観光課】【まちづくり推進課】5-2
- 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等の整備を推進し全従業員へ周知徹底をする必要がある。【商工観光課】5-3
- 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応を考える必要がある。【総務課】5-5
- 輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討及び商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定を締結する必要がある。【商工観光課】5-5
- 白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結するなどの対策が必要である。【環境衛生課】6-3
- 災害時においても、市や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧などを迅速に行う仕組みを構築する必要がある。【まちづくり推進課】6-4
- 災害に強い公共施設の整備や更新、適切かつ効率的な維持管理などを推進するため、民間企業や研究機関等の知恵や技術、資金等を活用するP P PやP F I手法など官民が連携する必要がある。【まちづくり推進課】1-1、3-2
- 危険物施設等からの災害拡大防止を図るため予防査察計画を作成し、定期的計画的に予防査察を実地し、施設の維持管理、保安管理を徹底する必要がある。【消防本部】7-1
- 尾平、豊栄鉱山処理施設の被災により有害物質流出のおそれがあるため、有害物質取扱業者の把握と有害物質等の確実な管理及び指導、流出について調査する必要がある。【環境衛生課】7-4
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行い農地の保水能力を維持する必要がある。【農林整備課】7-5
- 災害廃棄物は市が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や豊後大野市地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実

施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、豊後大野市災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを適宜行う必要がある。また、仮置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルが必要である。【環境衛生課】8-1

- 災害の影響が広範囲に及ぶ場合は、市単独では対処しきれないことが予想されることを踏まえ、県、他市町村、民間事業者等と協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、大分県、他市町村、関係業者との災害応援協定を結ぶ必要がある。【環境衛生課】8-1
- 本市の清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して災害廃棄物処理計画の見直すことや、他市へのごみ処理依頼をするための災害応援協定を結ぶ必要がある。また、あわせて清掃センターまでの道路改良や、施設維持に関して専門業者との応援復旧に関する確認、他市町村への受入応援の依頼、などを進める必要がある。【環境衛生課】8-1
- 各種団体等で災害ボランティアネットワークを構築する必要がある。【高齢者福祉課】8-2
- 伝統文化・民俗芸能の調査研究、文字史料の収集・保管・解説・研究と継承が必要である。【社会教育課】8-4
- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保が必要である。【建設課】【財政課】8-5
- 被災中小企業への復旧資金融資制度や経営相談の仲介が必要である。【商工観光課】8-6

⑤老朽化対策

- 災害時に避難所等となる公民館・社会教育施設・学校体育館等が、被災時に損壊して死傷者を発生させたり、崩壊の危険によって利用できなくなってしまうため、老朽化した施設の耐震化、防災機能の高い窓ガラス等の導入による耐震・耐風化が必要である。【社会教育課】【学校教育課】1-1
- 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化の推進が必要である。国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を利用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を進める必要がある。【農林整備課】【建設課】2-1
- 不特定多数が集まる文化施設等の老朽化は災害時の被害拡大につながることから、施設の計画的な維持管理及び更新など、適切な長寿命化対策が必要である。【まちづくり推進課】1-1
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新が必要である。【市民病院】2-5
- 豊後大野市民病院BCPなどの見直し、受援団体の待機スペースの整備など受援体制の確

保や帰宅困難職員の待機スペースの確保とともに、職員宿舍等の耐震化が必要である。

【市民病院】2-5

○災害対策本部を設置する本庁舎等は防災拠点施設としても重要なため、更なる耐震性能を向上させる必要がある。【財政課】3-2

○防災拠点となる公共施設等を耐震化する必要がある。【財政課】3-2

○複数の事業所や工場等が被災した場合は生産活動そのものがストップするため、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害時相互応援協定締結の推進を行なうことによる企業活動の継続及び生産力を維持する必要がある。【商工観光課】5-1

○水道施設の基幹管路や浄水場の耐震化は、更新時に計画的に行うが、膨大な量と多額の経費を要することから、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化をする必要がある。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策を検討する必要があるため、豊後大野市水道事業短期事業実施計画に基づき老朽化施設の計画的に更新及び耐震化を行う必要がある。【上下水道課】6-2

○下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化を着実に推進するため、豊後大野市下水道ストックマネジメント計画及び豊後大野市農業集落排水施設最適整備構想に基づく計画的な更新及び耐震化を進める必要がある。【上下水道課】6-3

○白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を締結する必要がある。

【環境衛生課】6-3

○災害時においても、市や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧などを迅速に行う仕組みを構築する必要がある。【まちづくり推進課】6-4

○地震による火災が起きた場合、密集した古い木造住宅地は大火災となる懸念があるため、建造物の適切な管理（老朽化・空家対策）を促したり取壊しの補助など周知をする必要がある。【建設課】7-1

○文化財が破壊した場合の復元が困難であるため、破壊を未然に防ぐ必要がある。また、自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等によって日々風化しているため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料作成、文化財保護法に基づく調査をする必要がある。【社会教育課】8-4

2 プログラムごとの評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力を向上させる必要がある。【総務課】

○地震、風水害等の災害により住宅等建築物（電柱・看板等含む）が倒壊すると、災害発生後の避難を妨げるなど居住者はもちろん周辺地域にも影響を与えるほか、火災や大規模停

- 電等の発生にもつながるため、耐震化や撤去・埋設化等を進める必要がある。【建設課】
- 不特定多数が集まる文化施設等の老朽化は災害時の被害拡大につながることから、施設の計画的な維持管理及び更新など、適切な長寿命化対策が必要である。【まちづくり推進課】
- 災害時に園児や職員の安全確保のため、災害物資の備蓄と建物耐震を調査する必要がある。また、老朽化した建物の耐震化を進める必要がある。【子育て支援課】
- 各施設が災害時マニュアルを作成し、避難場所の確認や避難方法の周知徹底を行なうとともに、職員の勤務ローテーションがあっても対応できる体勢作りを進める必要がある。【子育て支援課】【学校教育課】
- 災害時に避難所等となる公民館・社会教育施設・学校体育館等が、被災時に損壊して死傷者を発生させたり、崩壊の危険によって利用できなくなってしまうため、老朽化した施設の耐震化、防災機能の高い窓ガラス等の導入による耐震・耐風化を進める必要がある。【社会教育課】【学校教育課】
- 住宅、建築物の倒壊は災害発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、市有施設をはじめ、不特定多数の者が利用する公的建造物の倒壊を防ぎ、安全性を確保するために、公的建造物の耐震化性能の向上、耐震化、老朽化した施設の適切な維持管理又は解体処分が必要である。そのために、耐震化率・耐震診断の実施、備品（コピー機）等の転倒・落下防止、避難場所・避難経路の確認、耐震基準を満たさない建物等の利用制限及び施設の告知を行なう必要がある。【財政課】
- L G W A N - W e b G I S市有財産台帳システムを活用した避難場所の表示をし、施設情報や周辺情報を詳細に入力し、データとして職員で共有するためのシステムを構築する必要がある。また、各施設の耐震検査や老朽化対策を進める必要がある。【財政課】
- 学校において、通常授業日にJアラートが発動され室内にいる場合、窓を閉めて室内を密閉し、カーテンを引きでガラスの飛散対策をするとともに、建物の中央部で身体を丸める身を守る行動をとる。また、室外にいる場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭を守り、タオル、ハンカチ等で口と鼻をふさぎ、身を守る行動をとる必要がある。【学校教育課】
- 災害発生直後に児童生徒が在校中の場合、以下の5点の業務を行う必要がある。校内にいる児童生徒の安否確認をする。負傷者の応急手当を行う。避難場所の開錠、避難者の受け入れ準備を行う。避難者の受け入れ誘導及び児童生徒引き渡しのための保護者誘導を行う。避難者名簿を作成し管理する。【学校教育課】
- 災害発生直後に児童生徒が在校していない場合は、発災時に児童生徒が在校中の場合に準じて避難所開設に向けた対応を行う必要がある（管理職、教育委員会に連絡がつかない場合も適切に対応する）。学校外にいた教職員は安全を確保した後、通勤手段を確認し、直ちに学校に集合し、必要な対応を開始させる必要がある。【学校教育課】
- 災害時の園児・児童・生徒・教職員の安全確保のため、長寿命化計画による施設の大規模改修、維持修繕を行う必要がある。【学校教育課】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 避難を確実にを行うための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確保などの対策を自主防災組織等関係機関の連携が必要である。【総務課】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する必要がある。【総務課】
- 旧市街地では古い木造住宅が多く、さらに住宅が密集し大規模火災に繋がる恐れがあるため、住宅密集地へ都市公園設置及び緑地化を進める必要がある。【建設課】
- 防火意識を向上させるため、防火対象物の定期的な査察の実施や、避難訓練時に火災予防の推進を進める必要がある。【消防本部】
- 住宅密集地及び狭隘地等での水利状況、地形等を調査し、地域ごとに警防計画を立てる必要がある。【消防本部】
- 仮設住宅や自衛隊の待機場所として使用する仮設住宅等建設予定地を企業の協力を得ながら予め選定し、L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムに順次登録する必要がある。【財政課】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策を進める必要がある。【総務課】
- 市街地の一部は河川との高低差が少ない場所もあり、豪雨による浸水の恐れがあるため、国道・県道・市道と連携のとりながら道路側溝等排水対策を進める必要がある。排水対策に加え河川改修なども必要である。【建設課】
- 河川の水位計は限りがあり、局地豪雨に対応できないため、河川管理者と連携し、水位計や監視カメラの増設を進める必要がある。【建設課】

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必要があるため、新たな土砂災害ハザードマップの作成による危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民へ周知する必要がある。【総務課】【建設課】
- 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織を活性化させる必要がある。【総務課】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの向上、機能の強化を図る。【総務課】

- 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組みを通じて、防災教育を行う必要がある。また、将来、地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力を向上させる必要がある。【総務課】【学校教育課】
- 防災情報の確実迅速な提供手段を推進するため、Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を進める必要がある。【総務課】
- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための伝達体制整備を進める必要がある。【総務課】
- 土砂災害のおそれのある区域について土砂災害対策事業等の対策が必要であるため、関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地のハード対策などの土砂災害対策を進める必要がある。【建設課】
- 現行制度では急傾斜性事業が行われる地域は10戸以上等の制限があるため、制限の緩和を要望するほか新たな制度を創設するなどし、危険区域にある住宅の対策を進める必要がある。【建設課】
- 災害復旧に必要な箇所の写真及び情報を関係各課で共有し、迅速な対応をするために、LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムを活用する必要がある。【財政課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、複数の輸送ルートの確保を図り、緊急輸送道路を整備する必要がある。【総務課】
- 避難者用の救助物資の備蓄について、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や物資集積拠点の整備など備蓄計画の策定や受援計画を策定する必要がある。【総務課】
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進め、食料供給体制を確保する必要がある。併せて、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等を行う必要がある。【総務課】
- 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「大規模災害時における相互応援協定（佐伯市、竹田市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、豊後大野市）」「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の友好都市である東京都台東区との災害相互応援協定を適切に運用し、物資調達・供給する体制を整備する必要がある。【総務課】
- 道路が寸断され復旧に時間を要すると、食料等生命に関わる確保が難しくなるため、道路

沿線建造物の耐震化や取壊しの補助及び周知をする必要がある。【建設課】

○避難所となる公民館・社会教育施設等に、非常用電源設備の確保・省エネ照明等の整備を行い、被災者用の食料・飲料水・日常消耗物品を備蓄するとともに、屋外から利用可能なトイレ設備、トイレ用水に利用可能な雨水集積タンク設備、被災者への電気供給用の発電施設、被災者炊事用のLPガス施設を設置し、施設周辺に被災者救援用のスペースを確保する必要がある。【社会教育課】

○災害の規模や道路状況等により緊急輸送車両の燃料の確保が困難となることから、燃料を確保するための対策を考える必要がある。【商工観光課】

○輸送路が通行できない場合の輸送手段を検討する必要があることから、商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定の締結等による食料及び生活必需品の確保・調達手段を確保する必要がある。【商工観光課】

○老人クラブ等に備蓄品の必要性を周知し、より具体的な説明をするには、時間と労力、買い物支援が必要となるため、団体へ周知する必要がある。【高齢者福祉課】

○市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化の推進が必要である。国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用して橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を進める必要がある。【農林整備課】【建設課】

○再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【まちづくり推進課】

○備蓄品の管理を行っている部署が複数存在しているため、物資の備蓄内容、施設位置、搬送ルート等のデータを取り込み関係各課と情報を共有するためにLGWAN-WebGIS市有財産台帳システムを活用する必要がある。【財政課】

○校長等は、市の災害対策本部より収容避難所開設の要請があった場合には、収容避難所として開放する校舎等の区域を市災害対策本部と協議の上開放するなどの対応が必要である。学校を避難所とする場合は、原則として夜間警備対象外の体育館等とするが、甚大な災害で罹災者が多い場合は、開放区域について教育委員会と協議し、開放区域を拡大する必要がある。【学校教育課】

○学校を避難所として学校を開放する場合は、以下の3点に留意する必要がある。水・食糧・物資の提供、トイレなど衛生的環境の提供、生活情報の提供を行う。避難場所では、できる限りプライバシーが確保できるように努める。避難所での生活支援は公平に行うことを原則とするが、要保護者については、介護者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて個別に対応する。【学校教育課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○集落の孤立対策を検討する必要があるため、孤立する恐れのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上をさせる必要がある。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を確保する必要がある。

【総務課】

○一時的な避難には避難所を利用できるが、長期になった場合は避難住宅の整備が必要となる。そのため、避難住宅用地として長期間利用できる土地及び建物を確保する必要がある。【建設課】 【財政課】

○サロン、老人クラブ等へ防災・減災・避難行動の学習会等を開催する必要があるが、より具体的な説明をするには、時間と労力が必要となるため、団体へ周知する必要がある。

【高齢者福祉課】

○複数の小規模集落により旧校区単位等で地域振興協議会等を設立することで、地域コミュニティを維持・活性化させ、災害時に集落が孤立することを防ぐとともに、地域の防災力を向上させる必要がある。【まちづくり推進課】

○L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムは、孤立地域等が発生した際に個人の携帯端末にアプリをインストールし利用することにより写真や位置が投稿できるので、本システムを災害時に利用する必要がある。【財政課】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織体制の確立と活性化を支援する必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士を継続して養成・育成する必要がある。【総務課】

○災害対応を迅速かつ効率的に行うには、防災関係機関との連携が重要であることから、防災関係機関との合同訓練等を行い、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携を強化させる必要がある。【総務課】

○地域の絆や人と人の繋がり、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せて活性化させる必要がある。【総務課】

○高齢者等でもできる活動（避難所受付等）を明確にする必要がある。また、高齢者等では長期間・長時間の対応には限界があるため、予め市民へ周知する必要がある。【高齢者福祉課】

○豊後大野消防本部と連携して多数傷病者訓練を行う必要がある。【市民病院】

○DMA T の育成・技能維持向上・整備・強化と共に、I P 無線機やデジタル簡易無線機、患者搬送車両などDMA T への装備資機材を整備ならびに更新を進める必要がある。【市民病院】

○応援隊が円滑に活動できる体制を確保するために、大分県常備消防相互応援協定、緊急消防援助隊等の受援計画を作成する必要がある。【消防本部】

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 広域かつ大規模な災害に備え、物資集積拠点など防災拠点の整備や受援計画を策定する必要がある。【総務課】
- 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所を確保する必要がある。【総務課】
- 災害時に保護者へ園児や児童の状況、引渡し方法の連絡整備が構築されていない施設があるため、災害時でも連絡が取れるよう通信環境を整備する必要がある。【子育て支援課】
- 避難所となる公民館・社会教育施設等に非常用電源設備を確保するとともに、当該地区の住民の数以上の被災者用の食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を進める必要がある。【社会教育課】
- 帰宅困難者の受け入れができるよう福祉施設等と協定を結ぶ必要がある。また、施設職員も被災者になり得ることから、受け入れ体制を確保する必要がある。【高齢者福祉課】
- 緊急時に保護者（引取者）に対して、確実にしかも安全に児童生徒を引き渡すことができるよう、緊急時引渡マニュアルを作成し、保護者に周知する必要がある。しかし、保護者との連絡が取れない場合や下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により児童生徒は学校で待機するなどの対応が必要である。【学校教育課】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による

医療機能の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供のあり方について官民が連携する必要がある。【総務課】
- 大規模災害になると、即時に輸送路を確保するために、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐ恐れがあるため、予め土建業者等と障害物除去応援対策における協定を結ぶ必要がある。【建設課】
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等への更新を進める必要がある。【市民病院】
- 統括DMATなど災害拠点病院の医療救護活動の体制を整備し、医薬品や医療資器材の備蓄を進めると共に、水、非常食、燃料を備蓄や確保をする必要がある。【市民病院】
- DMATの育成・整備・強化とともに、装備資機材、のIP無線機またはデジタル簡易無線機、患者搬送車両を整備する必要がある。【市民病院】
- 医師会や医療機関との連携を強化し、EMISの活用や通信機器の確保整備（多重化）をする必要がある。【市民病院】
- 豊後大野市民病院BCPなどの見直し、受援団体の待機スペースの整備など受援体制の確保や帰宅困難職員の待機スペースの確保とともに、職員宿舎等を耐震化する必要がある。【市民病院】
- 行政・消防・医師会など関係機関と連携して災害対応訓練をする必要がある。【市民病院】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 指定避難所でトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄及び供給体制を整備するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制を構築する必要がある。【総務課】【環境衛生課】
- 市民が日頃から自身の健康管理ができるよう、各種健康づくり事業や健康診査の受診を勧奨する必要がある。また感染症予防のため、予防接種率向上にむけた接種勧奨や、手洗い・うがいの励行について普及啓発が必要である。【市民生活課】
- 浸水時の汚水流入等による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、動力噴霧機や消毒液等の資機材の備蓄を行うなど、防除体制を整える必要がある。【環境衛生課】
- 避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、避難訓練の支援など地域において円滑かつ迅速な避難支援体制を整備する必要がある。平時より避難行動要支援者名簿の更新と関係機関等との情報共有を図り、必要な訓練や研修等を行う必要がある。【社会福祉課】

2-7 劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者・病症者の発生

- 要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦に対して、支援者と連絡体制を築き、早期発見や医療・メンタルサポート等適切な支援や迅速な対応ができる体制を構築する必要がある。【子育て支援課】
- 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒、被災者への家庭訪問など、生活環境の衛生状態や環境整備を保つ必要がある。【市民生活課】
- 災害関連死を予防するため、避難所巡回健康相談、被災者宅への家庭訪問、避難所健康教室を開催し、被災者の健康管理対策・エコノミークラス症候群の発症予防・廃用性症候群の発症予防・誤嚥性肺炎の発症予防を進める必要がある。【市民生活課】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 地域の目が行き届いているところは犯罪の抑止力にもなっていることから、司法・警察機能が低下しても犯罪を抑止するために、安全安心パトロール連合隊や地域見守り隊、自治会など地域コミュニティ機能を向上強化させる必要がある。【総務課】

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な市役所機能を確保する必要がある。【総務課】
- 本市では業務継続計画（BCP）を策定しているが、実効性を高めるため、訓練等を通じ

て見直す必要がある。【総務課】

- 被災により機能が低下すると復旧復興に影響が出るため、被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結や受援計画を策定する必要がある。【総務課】
- 災害対策本部を設置する本庁舎等は防災拠点施設としても重要なため、耐震基準を満たさない施設の公表、施設内備品の整理、転倒・落下防止を実施すると共に、老朽化した施設の適切な維持管理又は解体処分や本庁舎等公共施設の更なる耐震性能を向上させる必要がある。【財政課】
- 電力供給遮断時の防災拠点等において行政機能の維持に必要な電力を確保するため、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備、燃料の備蓄、設備の定期的な試験運転をするなどの平常時からの点検、他地域に頼らない地産地消の豊後大野市産エネルギーを創出させる必要がある。【財政課】
- 市役所や支所のほか医療や商業などの都市機能が立地する地域の拠点とその圏域内の集落、さらに各地域拠点の間を地域公共交通で連結するまちづくりを進める（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで、災害発生時に地域拠点での都市活動の維持を一定程度図り、復旧・復興に向けて人や物が円滑に流れる仕組みが必要である。【まちづくり推進課】
- 災害に強い公共施設の整備や更新、適切かつ効率的な維持管理などを推進するため、民間企業や研究機関等の知恵や技術、資金等を活用するPPPやPFI手法など官民の連携が必要である。【まちづくり推進課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段を多様化する必要がある。【総務課】
- LGWAN-WebGIS市有財産台帳システムの住民投稿機能を利用し、職員の携帯端末を利用した現場写真を地図上にリアルタイムに表示して災害支援を進める必要がある。【財政課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段を多様化する必要がある。【総務課】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救

助・支援が遅れる事態

- 避難所となる公民館・社会教育施設・学校体育館等に、被災者への電気供給用の発電施設を設置するとともに、情報共有スペース（情報提供掲示版等）の設置が必要である。【社会教育課】 【学校教育課】
- L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムの住民投稿機能を利用し、職員の携帯端末を利用した現場写真を地図上にリアルタイムに表示させることにより災害支援を進める必要がある。【財政課】
- 防災教育の徹底と園児・児童・生徒・教職員を対象にした避難訓練を行う必要がある。【学校教育課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 複数の事業所や工場等が被災した場合は生産活動そのものがストップすることから、企業活動の継続及び生産力の維持を図るために、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害時相互応援協定を結ぶ必要がある。【商工観光課】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 広域災害時はエネルギーの確保が遅れる、または困難であるので、非常用発電設備等の整備促進や、エネルギー供給事業者及び県企業局等との災害時相互応援協定締結に向けた自治体間の連携強化、地域間の相互融通能力を強化させる必要がある。【商工観光課】 【まちづくり推進課】

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等の整備を推進し全従業員へ周知する必要がある。【商工観光課】

5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

- 個人情報の漏洩防止策を講じた金融システムのバックアップ機能構築・強化の推進及び災害時相互応援協定や横断的な合同訓練の実施等による金融機関相互の連携を強化する必要がある。【商工観光課】

5-5 食料等の安定供給の停滞

- 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締

結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定して食料等の安定供給が継続できるよう食品関連事業者のBCP・災害対応力強化など進める必要がある。【総務課】

- 輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討及び商工会や料飲店組合等を窓口として災害時応援協定を結ぶ必要がある。【商工観光課】

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 渇水による用水の途絶は生産活動に甚大な影響を与えることから、用水の確保対策や供給施設を整備する必要がある。【農業振興課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【まちづくり推進課】
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等へ更新させる必要がある。【市民病院】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 避難所となる公民館・社会教育施設等に、雨水を集積し、トイレ・洗濯用水に利用可能な生活用水を提供できる雨水タンク等を設置する必要がある。【社会教育課】
- 水道施設の基幹管路や浄水場の耐震化は、更新時に計画的に行うが、膨大な量と多額の経費を要することから、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費を標準化させる必要がある。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策を検討する必要があるため、豊後大野市水道事業短期事業実施計画に基づき老朽化施設を計画的に更新及び耐震化する必要がある。【上下水道課】
- 大規模災害時、職員も被災することを前提に、上下水道課の業務遂行能力の低下が想定されることから、水道事業業務継続計画を策定する必要がある。【上下水道課】
- 災害時に被災施設が早期復旧できるように関係機関と相互協定にもとづいて資機材を確保する必要がある。【上下水道課】
- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、地下水などのバックアップを確保する必要がある。【市民病院】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 避難所となる公民館・社会教育施設等に、屋外から利用可能なトイレ設備を設置し、汚水処理には高度処理機能のある合併浄化槽等とする必要がある。【社会教育課】
- 下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化を着実に推進するため、豊後大野市下水道ストックマネジメント計画及び豊後大野市農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的に更新及び耐震化を進める必要がある。【上下水道課】
- 大規模災害時、職員も被災することを前提に、上下水道課の業務遂行能力の低下が想定されることから、災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練を計画的に実施し、実効性のある業務継続計画（ＢＣＰ）とする必要がある。【上下水道課】
- 白鹿浄化センターの老朽化、耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を結ぶ必要がある。【環境衛生課】

6-4 J R等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐので、即時に輸送路を確保するために、予め業者等と障害物除去応援対策における協定を結ぶ必要がある。【建設課】
- 周辺自治体と繋がる道路が寸断されると、物資や援助者が入りにくくなるため、緊急輸送路として機能する幹線道路は耐震性に優れた道路に更新する必要がある。【建設課】
- 災害時においても、市や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧などを迅速に行う仕組みを構築する必要がある。【まちづくり推進課】

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 災害拠点病院の防災・減災機能を強化し、再生可能エネルギーを利用した電力の確保、省エネタイプの電気設備等へ更新する必要がある。【市民病院】
- 防災行政無線の被災による情報伝達手段の寸断を避ける迅速な復旧を目指すため、納入業者と災害協定を結ぶ必要がある。【総務課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 地震による火災が起きた場合、密集した古い木造住宅地は大火災となる懸念があるため、住宅等建築物の適切な管理を促したり老朽化した空家の取壊しの補助制度を周知する必要がある。また、都市公園の緑地化の整備をするなどし、密集市街地を解消する必要がある。【建設課】
- 危険物施設等からの災害拡大防止を図るため予防査察計画を作成し、定期的計画的に予防査察を実地し、施設の維持管理、保安管理を徹底する必要がある。【消防本部】

- 市役所や支所のほか医療や商業などの都市機能が立地する地域の拠点とその圏域内の集落、さらに各地域拠点の間を地域公共交通で連結するまちづくりを進める（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで、災害発生時に地域拠点での都市活動の維持を一定程度図り、復旧・復興に向けて人や物が円滑に流れるようにする必要がある。【まちづくり推進課】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、沿線沿道建築物の耐震化など国・県、民間と連携して取組む必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性を向上させる必要がある。【総務課】
- 大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐので、即時に輸送路の確保をするために、予め業者等と障害物除去応援対策における協定を結ぶ必要がある。【建設課】

7-3 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- 大規模地震や洪水により決壊の恐れがある農業用ため池について、ため池の下流域に人家がある防災重点ため池数が多く、大分県及び関係受益者と連携しながら整備を進める必要がある。【農林整備課】
- 決壊の恐れがある危険な農業用ため池について、その危険性の周知、避難態勢の整備等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップによる防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路を周知する必要がある。【農林整備課】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

- 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、各関係機関と連携を強化し原発事故に伴う有害物質拡散対策や各種原子力災害対策が必要である。【総務課】
- 尾平、豊栄鉱山処理施設の被災により有害物質流出のおそれがあるため、有害物質取扱業者の把握と有害物質等の確実な管理及び指導、流出を調査する必要がある。【環境衛生課】
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）を維持、発揮させる必要がある。また集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧を進める必要がある。【農業振興課】
- 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくために、所得の向上と経営の安定化が必要であることから、新規就農者や既存農家の栽培施設整備など促進し、産地を維持発展させる必要

がある。【農業振興課】

- 農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、状況に応じて発信すべき情報、発信経路など検討を行いながら関係機関・関係団体等と連携を強化する必要がある。【農業振興課】

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うと共に、農地の保水能力を維持するために防護柵やネット等の設置による有害鳥獣被害防止を行う必要がある。【農林整備課】
- 森林の荒廃による土砂崩れ等に対し林地保全対策を推進するため、河川沿い等の山地災害危険箇所については、公益的機能を発揮させるために森林の広葉樹林又は針広混交林に誘導する必要がある。【農林整備課】
- 林地保全対策・資源循環型林業の推進を図り、間伐等の森林整備を継続実施させるために不足している林業担い手の確保・育成する必要がある。【農林整備課】
- 治山施設の整備による防災減災対策を推進し森林が有する国土保全機能を発揮させ、保水能力低下による洪水被害の拡大を防ぐ必要がある。また山地災害に関する講習会の開催や山地災害危険地区の標識を設置するなど山地防災情報を周知する必要がある。【農林整備課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 人口密集地では災害廃棄物も多くなり、道路を塞ぎ復興の妨げになる恐れがあるため、都市公園や緑地帯を整備し、緊急時の災害廃棄物の仮置き場を確保する必要がある。【建設課】【財政課】
- 災害廃棄物は市が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や豊後大野市地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、豊後大野市災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを適宜行う必要がある。また、仮置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルが必要である。【環境衛生課】
- 災害の影響が広範囲に及ぶ場合は、市単独では対処しきれないことが予想されることを踏まえ、県、他市町村、民間事業者等と協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、大分県、他市町村、関係業者と災害応援協定を結ぶ必要がある。【環境衛生課】
- 本市の清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生し

た場合の収集運搬について、仮置場に関して災害廃棄物処理計画の見直すことや、他市へのごみ処理依頼をするために災害応援協定を結ぶ必要がある。また、あわせて清掃センターまでの道路改良や、施設維持に関して専門業者との応援復旧に関する確認、他市町村への受入応援の依頼、などを進める必要がある。【環境衛生課】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、人材不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「大規模災害時における相互応援協定（佐伯市、竹田市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、豊後大野市）」「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の友好都市である東京都台東区との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるため受援計画等を整える必要がある。【総務課】
- 各種団体等で災害ボランティアネットワークを構築する必要がある。【高齢者福祉課】
- 友好都市等と平常時から多様な政策領域において相互交流のネットワークを強化し、災害時の相互応援が円滑に行える体制を作る必要がある。【まちづくり推進課】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 被災地の土地の境界が明確に分からず、復旧に支障を来す事が考えられることから、復旧を迅速に行うために地籍調査事業の進捗を早め、現地復元可能な地図を整備する必要がある。【農林整備課】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- 文化財が破壊した場合の復元が困難であるため、破壊を未然に防ぐ必要がある。また、自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等によって日々風化しているため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料作成、文化財保護法に基づく調査を行う必要がある。【社会教育課】
- 伝統文化・民俗芸能の調査研究、文字史料の収集・保管・解説・研究と継承が必要である。【社会教育課】

8-5 事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地を確保する必要がある。【建設課】【財政課】

○仮設住宅や自衛隊の待機場所として使用する仮設住宅等建設予定地を企業の協力を得ながら予め選定し、L G W A N - W e b G I S 市有財産台帳システムに順次登録する必要がある。【財政課】

8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

○被災中小企業への復旧資金融資制度や経営相談の仲介が必要である。【商工観光課】